

# 第2期美浦村自殺対策計画

令和6年3月  
茨城県 美浦村



## あいさつ

本村では、平成28年4月の自殺対策基本法の改正を機に、総合的な自殺対策を推進するため、「美浦村自殺対策計画」を策定し、全庁的に自殺対策を推進してまいりました。

しかし、対策を進めていく中で、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、これまで経験してきたことのない様々な社会状況の変化が、住民生活にも影響を与えました。

国は令和4年10月に自殺総合対策大綱を改定し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進を図ることとしました。

こうした中、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする「第2期美浦村自殺対策計画」を策定いたしました。

本計画では、改定された自殺対策大綱を基に第1期計画での基本理念である「～誰も自殺に追い込まれることのない美浦村を目指して～」を承継し、自殺を社会的な問題と捉え、行政や関係機関、住民が一体となって地域社会全体で誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現を目指していきます。

自殺は、そこに至るまでの間に様々な要因が重なり合い、その多くが悩みぬいた末に自ら命を絶たざるを得ない状態にまで「追い込まれた末の死」といえます。そのため、周囲の気付きや適切な相談対応など地域社会全体で対策に取り組むべきものであります。

村民の皆様には自殺を身近な問題として考え、一人ひとりが自殺予防の主角として取り組んでいただきますよう、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言を賜りました美浦村自殺対策協議会委員の皆様を始め、関係者の皆様及びアンケート調査に御協力いただきました村民の皆様に厚く御礼申し上げます、御挨拶といたします。

令和6年3月



美浦村長 中島 栄



# 目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	3
5 計画の策定体制	3
第2章 美浦村の自殺をめぐる現状	4
1 美浦村の概況	4
2 アンケート結果にみる現状	9
3 自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題	21
第3章 計画の基本的な考え方	22
1 基本理念	22
2 自殺対策の基本方針	23
第4章 自殺対策の展開	24
1 基本施策	24
(1) 地域におけるネットワークの強化（関係機関が連携・協働した取組）	24
(2) 自殺対策を支える人材の育成（ゲートキーパー養成）	25
(3) 住民への啓発と周知（相談窓口やこころの健康づくりに関する情報発信）	26
(4) 生きることの促進要因への支援（相談体制の充実）	27
(5) 若年層への支援の強化（児童生徒のSOSの出し方に関する教育等）	29
2 重点施策	31
(1) 子ども・若者【対象：児童生徒、学生、30歳代まで】	31
(2) 就労者・経営者【対象：就労者、経営者、村内企業】	32
(3) 女性に対する支援の強化	33
第5章 計画の推進に向けて	34
1 自殺対策の推進体制	34
2 計画の進行管理	36
資料編	51
1 美浦村自殺対策協議会設置要綱	51
2 美浦村自殺対策協議会委員名簿	52
3 協議経過	52



# 第1章 計画の概要

## 1 計画の趣旨

我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで「個人の問題」とされがちであった自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進してきました。

自殺者数は、平成15年の34,427人をピークに減少傾向にあり、令和元年では20,169人にまで減少し、着実に成果を上げてきました。しかし、自殺者数は依然として毎年2万人を超える水準で推移しており、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどにより、自殺者は前年を上回っています。特に小中高生の自殺者数は、増加傾向であり、令和3年には過去最多となっており、決して楽観できない状況です。

そうしたなか、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正され、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされ、本村においても「美浦村自殺対策計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村を目指して」を基本理念に掲げ、自殺対策に取り組んできました。

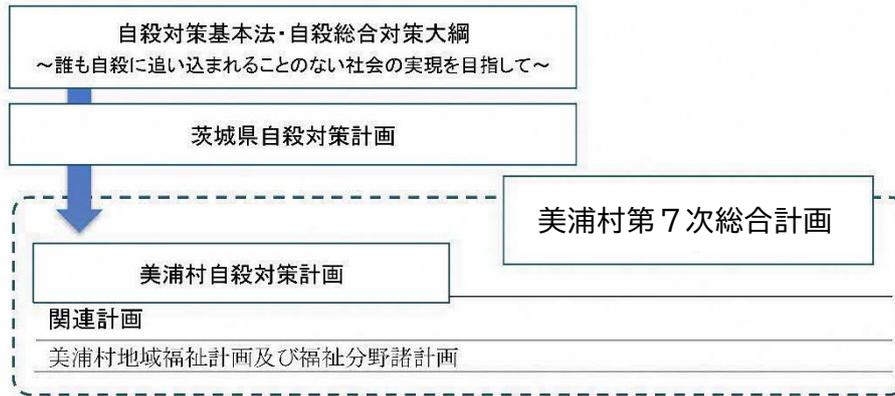
今回、現計画の見直し時期を迎え、また、令和4年10月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱を踏まえ、本村における自殺対策を総合的かつ計画的に推進するため、新たな「美浦村自殺対策計画」を策定し、誰もが自殺対策に関する必要な支援が受けられ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すものです。

### 【大綱を踏まえた計画見直しにあたってのポイント】

- ①子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化
- ②女性に対する支援の強化
- ③地域自殺対策の取組強化
- ④総合的な自殺対策の更なる推進・強化

## 2 計画の位置付け

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。また、中長期的な視点を持って自殺対策を実施していくため、「第7次美浦村総合計画」の各部門別計画として位置づけ、個別計画と連携を図りながら、目指すべき目標と方向性を明らかにします。



また、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略で、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、村の総合計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を示し、取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

### 3 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。また、国や県の政策と連携する必要があることから、国や県の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じ計画の見直しを行います。

### 4 計画の数値目標

「誰も自殺に追い込まれることのない美浦村」の実現に向けては、対策を進める上での具体的な数値目標等を定めるとともに、取組の成果についても検証を行っていく必要があります。

本村では、自殺者数は令和4年においては3人となっている状況から、令和10年度までに、年間自殺者数を0人とすることを目標に掲げます。

### 5 計画の策定体制

#### (1)美浦村自殺対策協議会の開催

本計画に関する事項を幅広く審議するため、学識経験者や福祉関係者、福祉関係の各種団体の代表等で構成する「美浦村自殺対策協議会」においてご審議いただきました。

#### (2)アンケート調査の実施

こころの健康に関する実態や住民の意識を把握するため、アンケート調査を実施しました。

##### ■調査の実施概要

対象者	実施方法	実施時期	配布数	有効回答数【率】
18歳以上の村民	郵送による 配布回収	令和5年9月	1,000件	321件【32.1%】

#### (3)パブリックコメントの実施

村民の皆様の意見を計画に反映させるため、令和6年2月7日(水)から令和6年3月7日(木)にかけてホームページ等でパブリックコメントを実施し、意見を募りました。

# 第2章 美浦村の自殺をめぐる現状

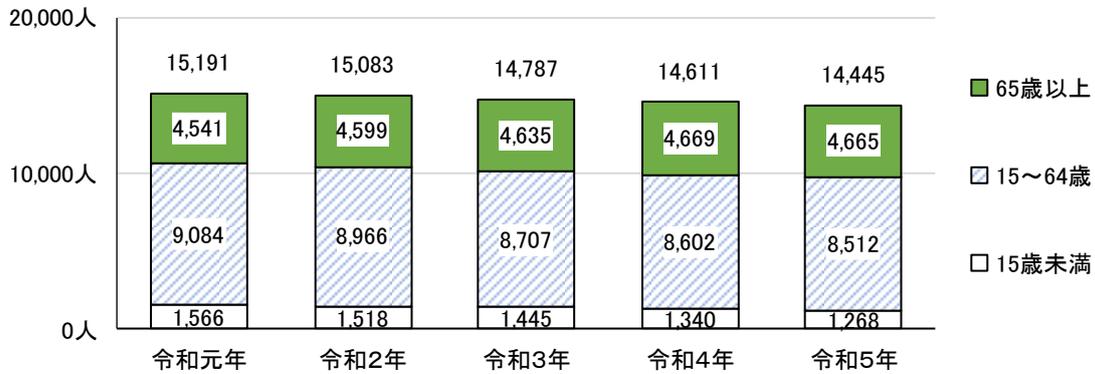
## 1 美浦村の概況

### (1)人口の推移

本村の人口は近年減少傾向で推移しており、令和5年では14,445人となっています。

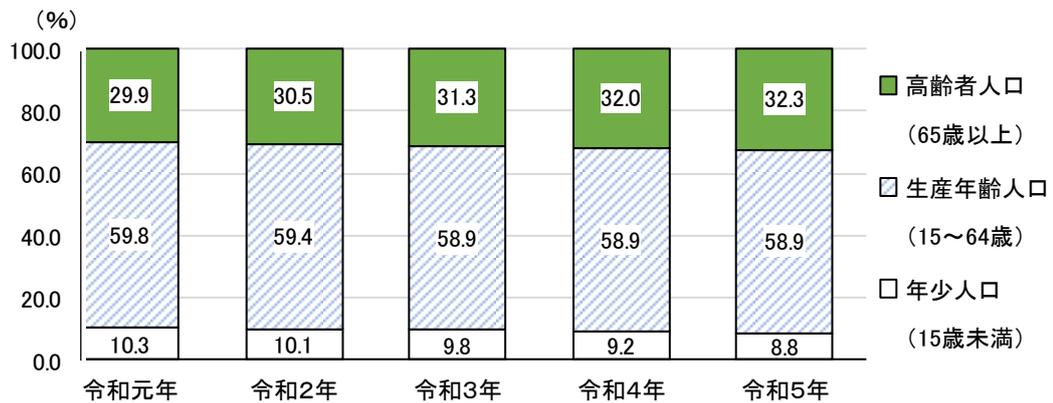
年齢3区分別人口割合をみると、年少人口割合(15歳未満)、生産年齢人口割合(15～64歳)ともに減少している一方、高齢者人口割合(65歳以上)は増加していることから、少子高齢化が進んでいます。

#### ●人口・世帯数の推移



資料:住民基本台帳(令和5年10月時点)

#### ●年齢3区分別(階層別)人口割合の推移



資料:住民基本台帳(令和5年10月時点)

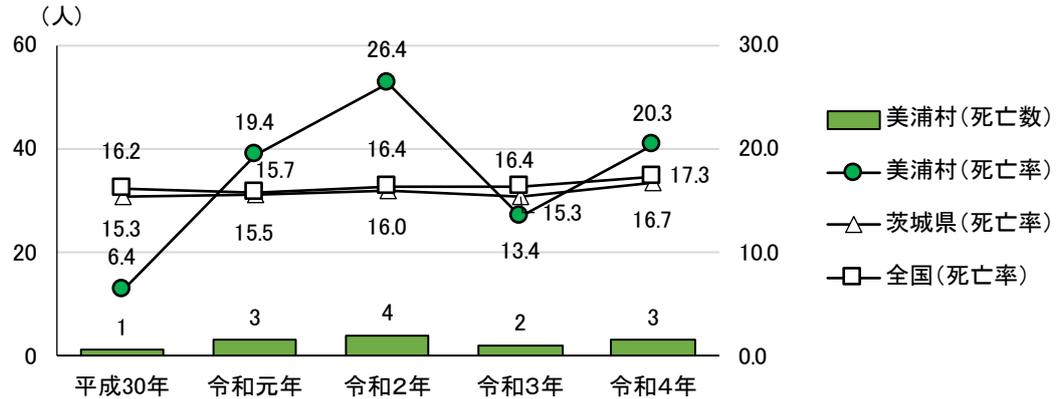
## (2)自殺の状況

### ①自殺者数・死亡率

平成30年から令和4年までの自殺者数は1～4人で推移しており、令和4年の村の自殺者数は、3人となっています。

また、令和4年の人口10万人あたりの自殺者数を示す自殺死亡率は20.3%となっており、全国や県を上回っています。

### ●自殺者数・死亡率(平成30年～令和4年)



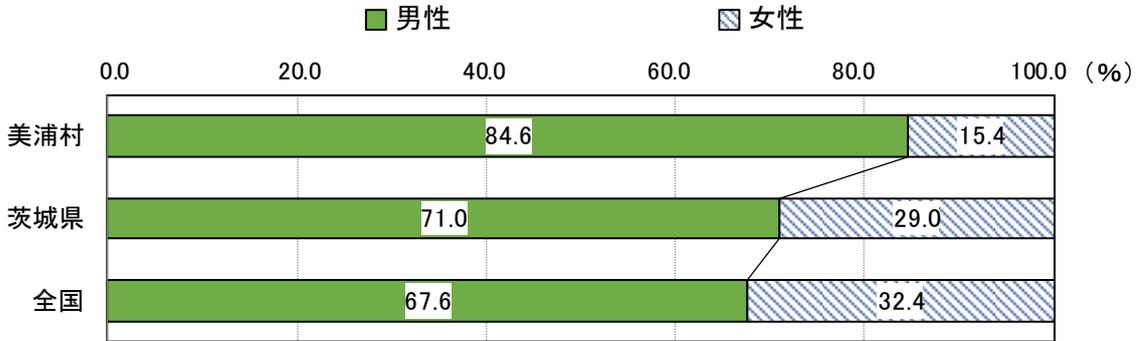
		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
美浦村	自殺者数(人)	1	3	4	2	3
	自殺死亡率(%)	6.4	19.4	26.4	13.4	20.3
茨城県	自殺者数(人)	451	455	467	445	483
	自殺死亡率(%)	15.3	15.5	16.0	15.3	16.7
全国	自殺者数(人)	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723
	自殺死亡率(%)	16.2	15.7	16.4	16.4	17.3

資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

②自殺者の性別・年代

自殺者の性別の割合は、平成30年～令和4年の合算で、男性が84.6%、女性が15.4%となっています。全国や茨城県と比較すると、男性の割合が高くなっています。

●自殺者の性別割合(平成30年～令和4年)

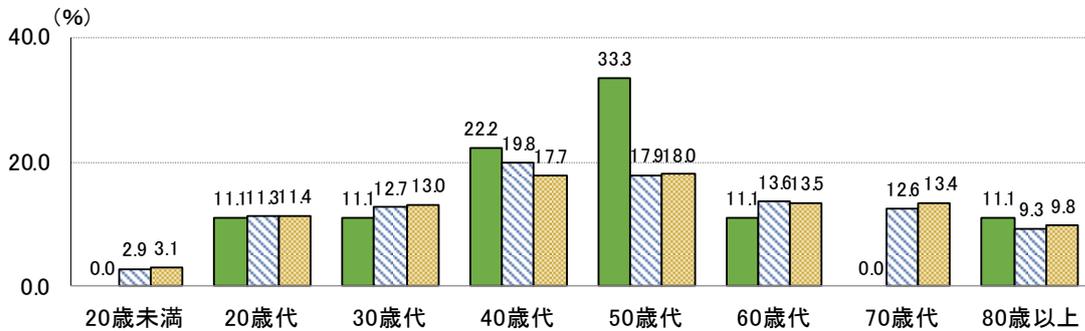


資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

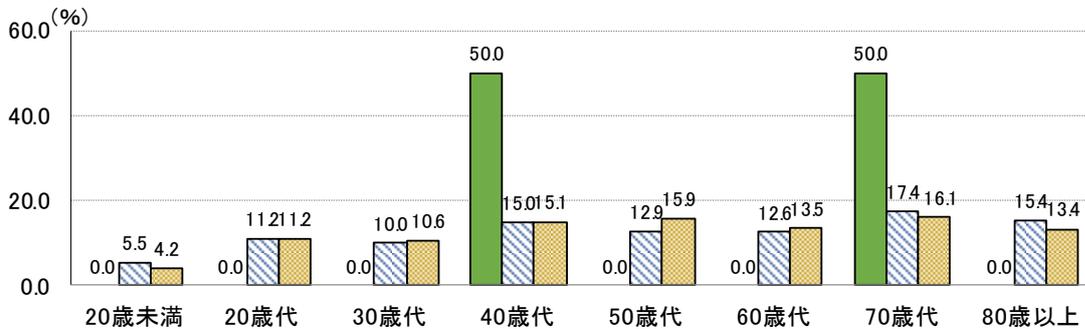
自殺者の年代別の割合は、男性では50歳代が33.3%で最も多くなっています。一方、女性では40歳代、70歳代ともに50.0%と最も多くなっています。

●自殺者の年代別割合(平成30年～令和4年)

【男性】 ■ 美浦村 □ 茨城県 ▨ 全国



【女性】 ■ 美浦村 □ 茨城県 ▨ 全国



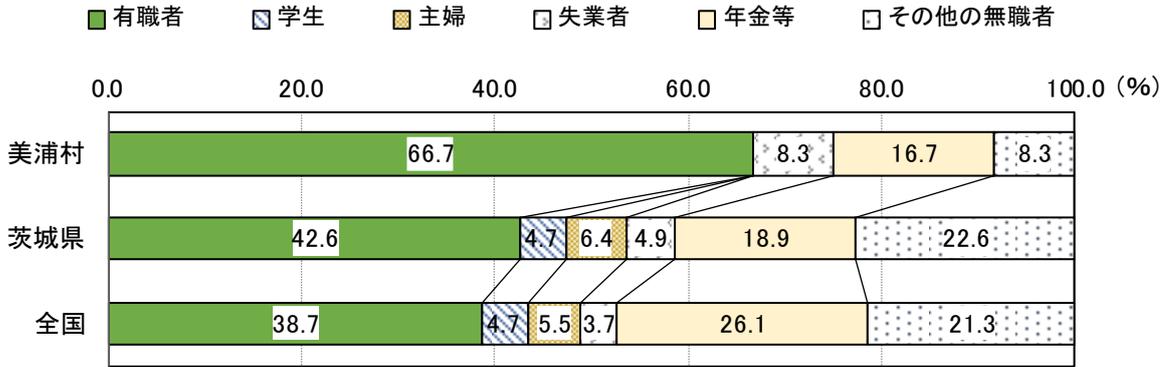
資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

③職業・同居人の有無

自殺者の職業別の割合をみると、有職者が66.7%であるのに対し、働いていない人は33.3%となっています。

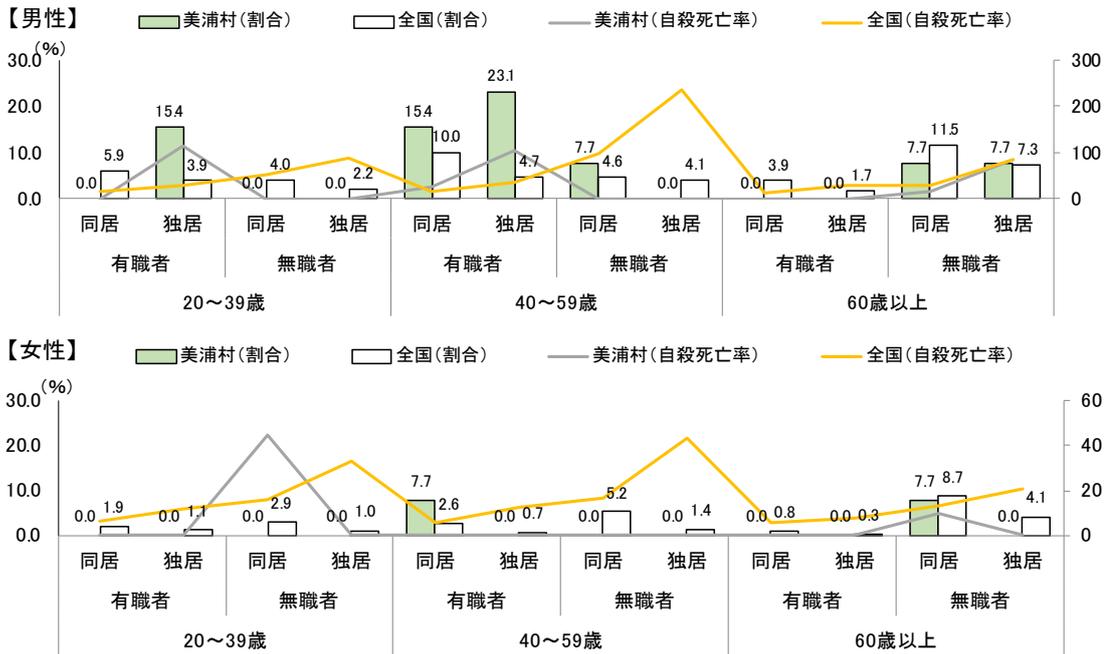
また、国や県の割合と比較すると、「有職者」、「失業者」の割合が高くなっています。

●自殺者の職業別割合(平成30年～令和4年)



資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

●自殺者の割合と自殺死亡率(人口10万対)(平成30年～令和4年)

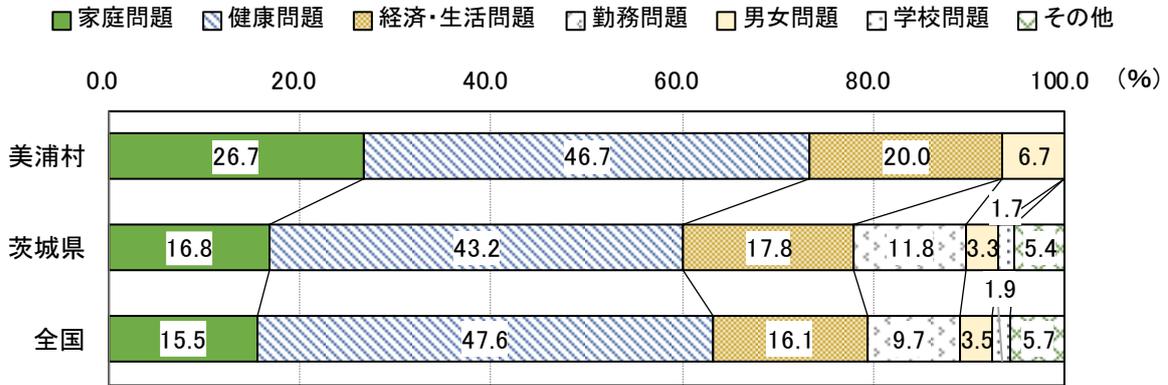


資料:地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

④自殺者の原因・動機

本村の自殺者の原因・動機別の割合をみると、「健康問題」が46.7%で最も多く、次いで「家庭問題」が26.7%、「経済・生活問題」が20.0%と続いており、国や県と比べると「家庭問題」、「健康問題」の割合が高くなっています。

●自殺者の原因・動機別割合(平成30年～令和4年)



資料：地域における自殺の基礎資料(厚生労働省)

⑤主な自殺者の特徴

地域自殺実態プロフィールによると、本村の平成30年から令和4年の自殺者数は、合計13人(男性11人、女性2人)でした。このうち、40～59歳男性、有職、独居が23.1%で最も多くなっています。

また、すべての区分において、生活苦や人間関係、仕事の悩みなどの後に、身体疾患やうつ病などの健康問題を起こして自殺に至っています。

●主な自殺者の特徴

自殺者の特性上位5区分	自殺者数(5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性40～59歳有職独居	3人	23.1%	157.4	配置転換(昇進/降格含む)→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
2位: 男性20～39歳有職独居	2人	15.4%	115.0	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺
3位: 男性40～59歳有職同居	2人	15.4%	25.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
4位: 男性40～59歳無職同居	1人	7.7%	129.5	失業→生活苦→借金+家族間の不和→うつ状態→自殺
5位: 男性60歳以上無職独居	1人	7.7%	83.4	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール(自殺総合対策推進センター)

\* 自殺死亡率の母数(人口)は令和2年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書(ライフリンク)を参考に推定した。

## 2 アンケート結果にみる現状

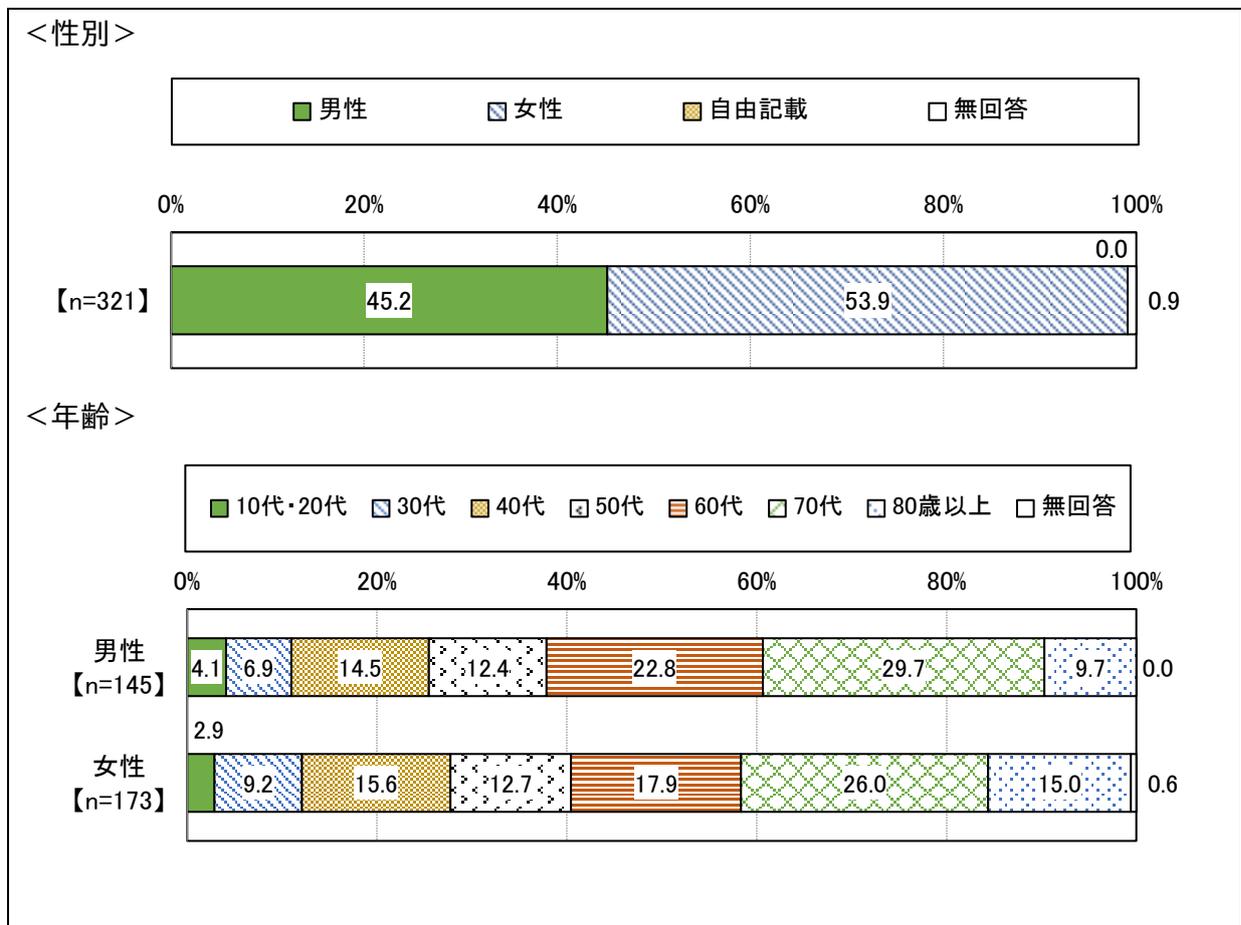
アンケートは、村民のストレスに関することや、自殺対策の意識について調査をすることにより、計画策定の取組の方向性や、その後の評価をするための基礎資料として活用するために実施したものです。調査対象は、18歳以上の村民として実施しました。

各グラフでは、設問に回答することのできる対象者数を「n」と表記し、その数を示しています。

### (1) 回答者の基本属性

回答者の性別については、「男性」が45.2%、「女性」が53.9%となっています。

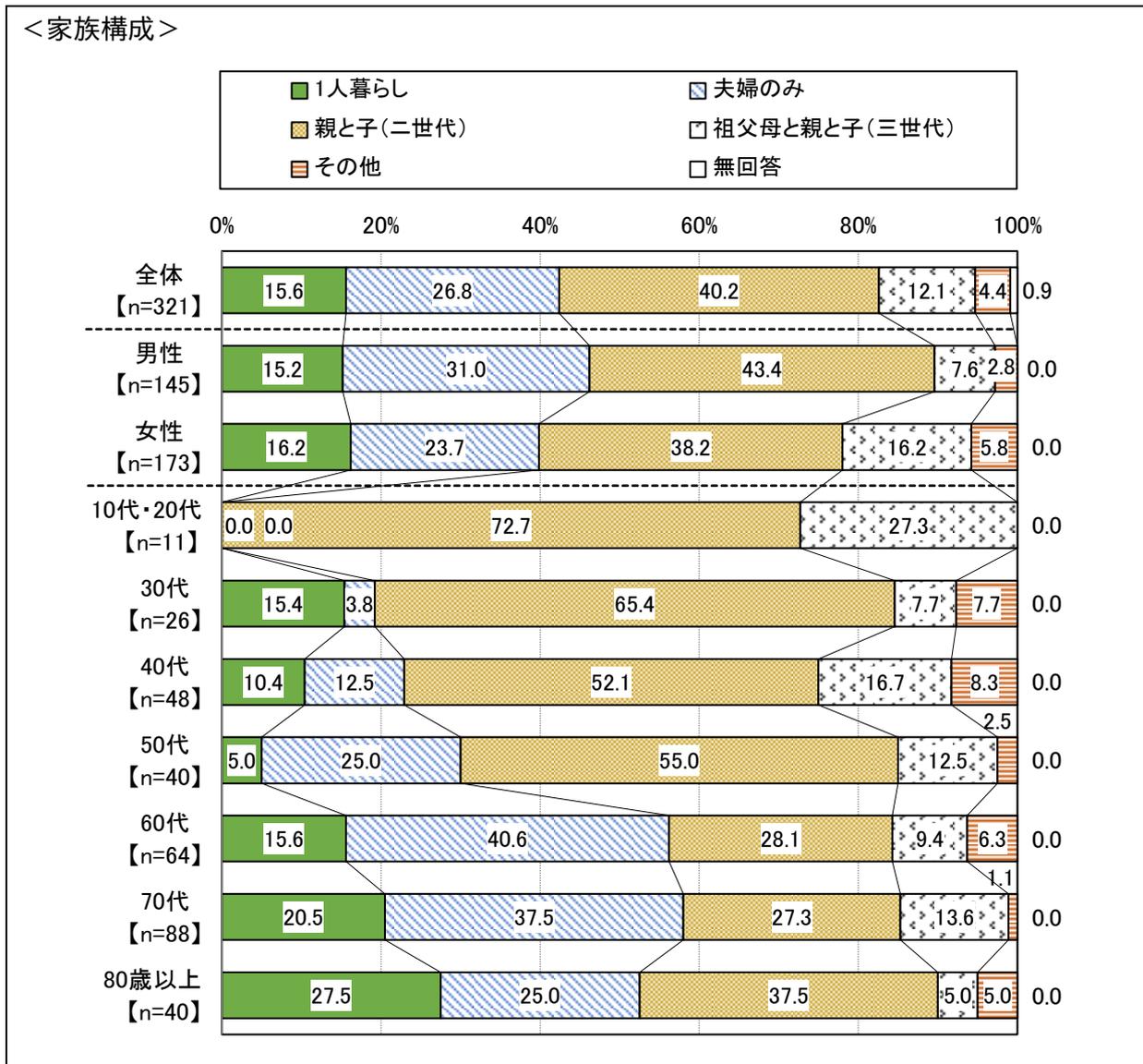
年齢構成については、男性、女性ともに「70代」が最も高く、次いで「60代」、「40代」の順となっています。



家族構成は、「親と子(二世代)」が40.2%で最も高く、次いで、「夫婦のみ」が26.8%、「1人暮らし」が15.6%などとなっています。

性別で見ると、女性は「祖父母と親と子(三世代)」が男性の2倍以上となっています。

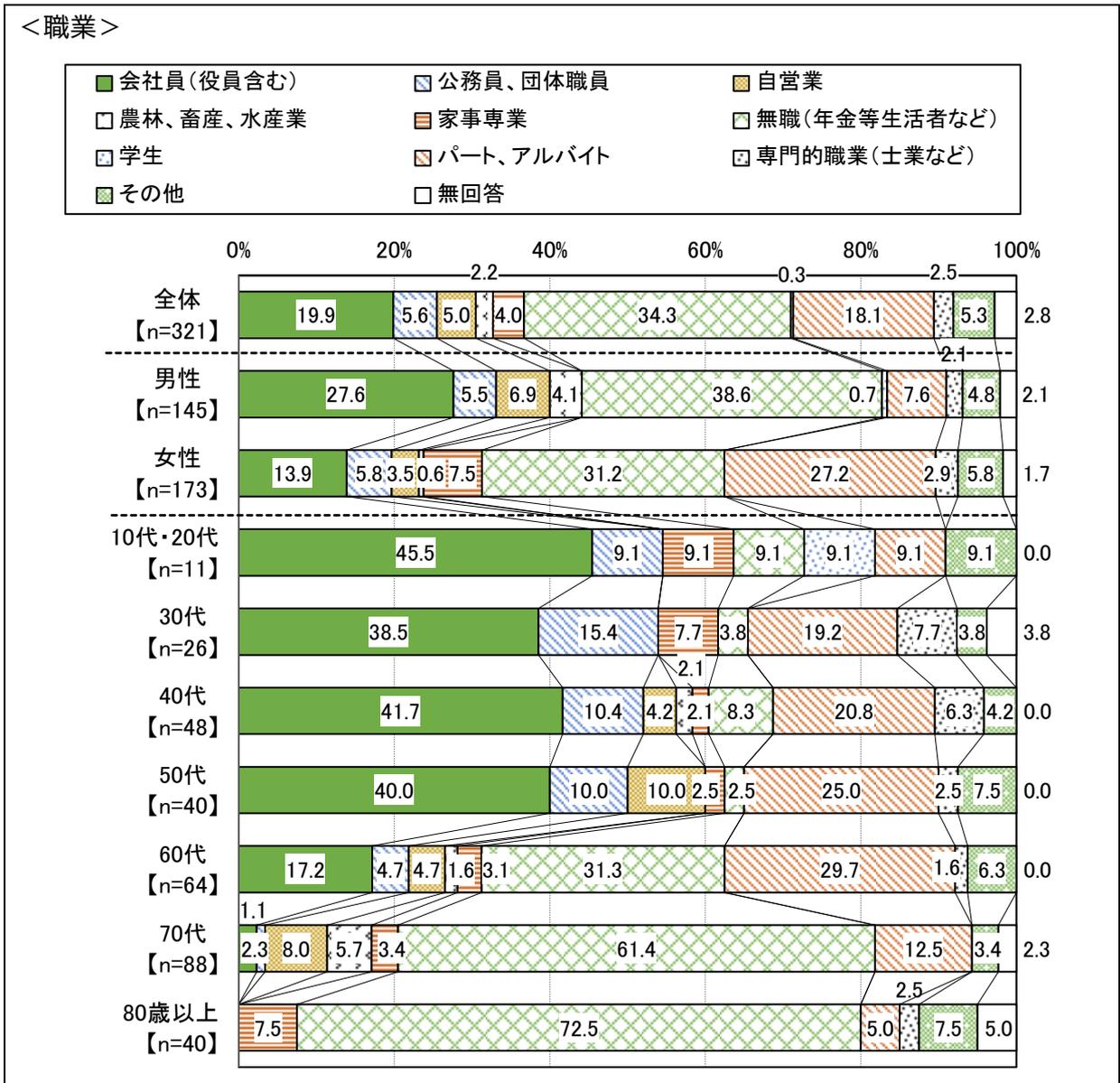
年代別で見ると、「親と子(二世代)」は10代・20代では7割を超えています。年代があがるにつれて低くなる傾向があります。「1人暮らし」は60代から高くなり80歳以上では27.5%となっています。



主たる職業は、「無職(年金等生活者など)」が34.3%で最も高く、次いで、「会社員(役員含む)」が19.9%、「パート、アルバイト」が18.1%などとなっています。

性別で見ると、男性、女性ともに「無職(年金等生活者など)」が最も高くなっています。次いで、男性は「会社員(役員含む)」、女性は「パート、アルバイト」となっています。

年代別で見ると、10代～50代は「会社員(役員含む)」の割合が約4割と最も高くなっています。「無職(年金等生活者など)」は、60代から年代があがるにつれて高くなり、80歳以上では72.5%となっています。



## (2)悩みを相談する相手

Q 悩みごとを相談できる相手がありますか。(あてはまる番号すべてに○)

単位: %

		合計 (人)	家族・親族	友人・恋人	学校(時代) の先生	職場の上司・ 同僚	近所の人や 地域の人(自治会の人、 民生委員 など)	公的な相談 機関の職員 など	民間の相談 機関の 相談員
全体		321	75.7	46.1	1.2	13.1	7.2	3.4	2.5
性別	男性	145	69.0	35.9	1.4	14.5	6.9	3.4	2.1
	女性	173	80.9	55.5	1.2	12.1	7.5	3.5	2.9
年齢別	10代・20代	11	81.8	63.6	18.2	9.1	0.0	18.2	9.1
	30代	26	76.9	73.1	3.8	23.1	0.0	3.8	0.0
	40代	48	70.8	64.6	0.0	31.3	2.1	2.1	4.2
	50代	40	77.5	52.5	2.5	25.0	5.0	0.0	2.5
	60代	64	70.3	42.2	0.0	12.5	4.7	0.0	3.1
	70代	88	81.8	36.4	0.0	2.3	10.2	4.5	1.1
	80歳以上	40	70.0	25.0	0.0	0.0	20.0	7.5	2.5

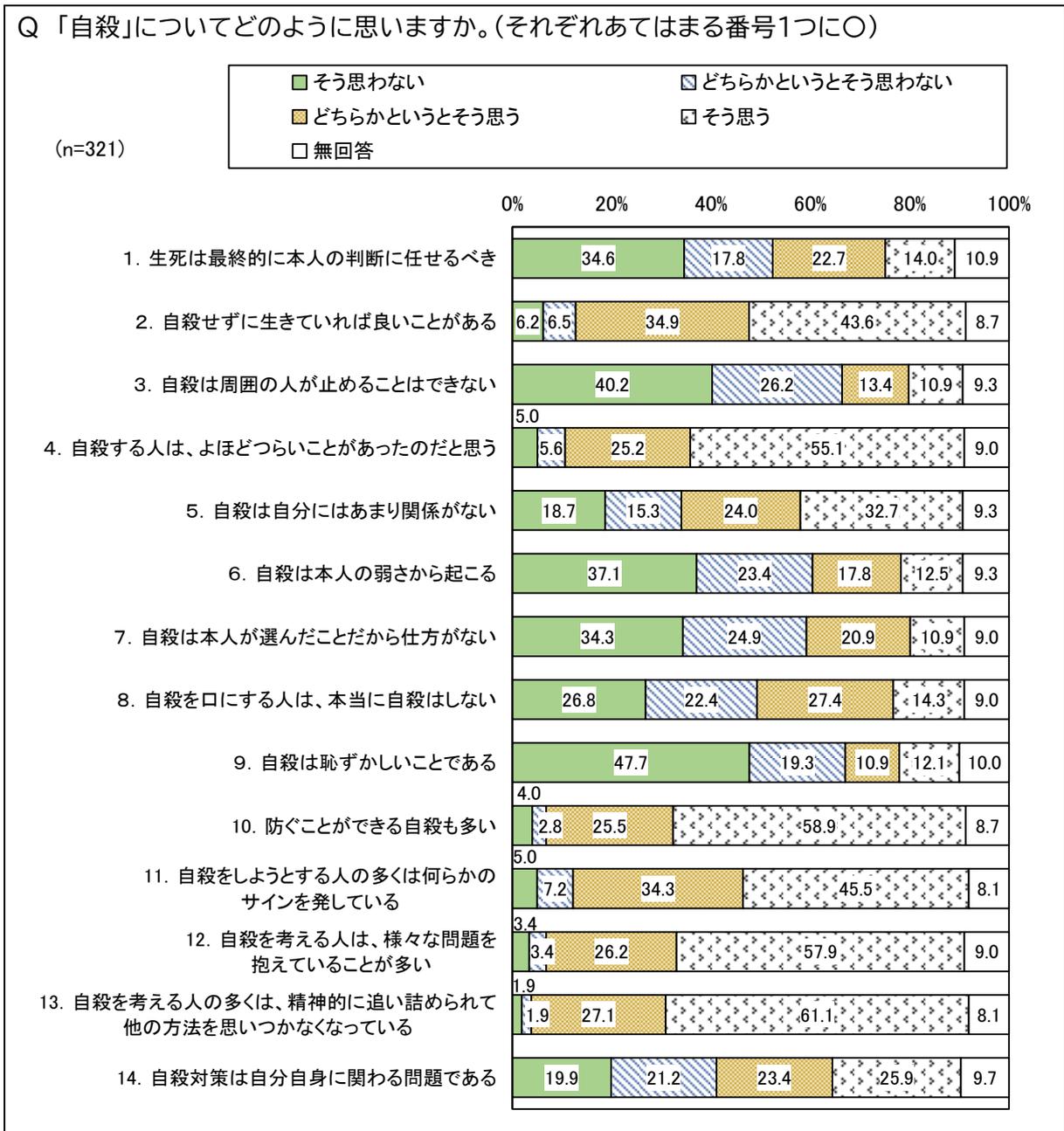
		合計 (人)	医療機関の 職員	法律の 専門家	インターネット 上だけの つながりの人	その他	誰にも相談し ない・でき ない	無回答
全体		321	5.3	1.2	1.9	3.1	7.2	2.5
性別	男性	145	5.5	1.4	0.7	2.1	10.3	4.1
	女性	173	4.6	1.2	2.9	4.0	4.6	1.2
年齢別	10代・20代	11	18.2	0.0	9.1	0.0	0.0	0.0
	30代	26	7.7	0.0	3.8	0.0	7.7	0.0
	40代	48	2.1	0.0	6.3	4.2	6.3	0.0
	50代	40	2.5	0.0	2.5	2.5	10.0	2.5
	60代	64	3.1	3.1	0.0	3.1	10.9	0.0
	70代	88	5.7	1.1	0.0	5.7	3.4	4.5
	80歳以上	40	7.5	2.5	0.0	0.0	10.0	7.5

悩みごとを相談できる相手は、「家族・親族」が75.7%で最も高く、次いで、「友人・恋人」が46.1%、「職場の上司・同僚」が13.1%などとなっています。

性別で見ると、女性は「家族・親族」が11.9ポイント、「友人・恋人」が19.6ポイント、男性よりも高くなっています。一方、男性は「誰にも相談しない・できない」が5.7ポイント、女性よりも高くなっています。

年代別で見ると、すべての年代において「家族・親族」が最も高く、次いで「友人・恋人」の順となっています。10代・20代は「学校(時代)の先生」、30代～50代は「職場の上司・同僚」、70代以上は「近所の人や地域の人(自治会の人、民生委員など)」が他の年代よりも高くなっています。

### (3)「自殺」に対する認識



自殺についての考えについて、『そう思う』割合(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)は、「13. 自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」が88.2%で最も高く、次いで、「10. 防ぐことができる自殺も多い」が84.4%、「12. 自殺を考える人は、様々な問題を抱えていることが多い」が84.1%、「4. 自殺する人は、よほどつらいことがあったのだと思う」が80.3%などとなっています。

### (4) 自殺対策に関する啓発物について

Q これまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。(あてはまる番号すべてに○)

単位: %

		合計 (人)	ポスター	パンフレット	広報紙	電光掲示板 (テロップ)	のぼり・ パネル	インターネッ トページ	相談窓口 案内付ティッ シュ
全体		321	42.4	19.0	27.1	3.7	3.4	22.4	7.8
性別	男性	145	44.8	17.9	29.7	3.4	2.8	22.8	3.4
	女性	173	41.0	20.2	25.4	4.0	4.0	22.5	11.6
年齢別	10代・20代	11	27.3	27.3	9.1	18.2	9.1	27.3	18.2
	30代	26	50.0	19.2	0.0	3.8	3.8	42.3	11.5
	40代	48	58.3	20.8	29.2	10.4	2.1	47.9	10.4
	50代	40	57.5	20.0	30.0	2.5	7.5	27.5	10.0
	60代	64	53.1	17.2	37.5	3.1	4.7	21.9	3.1
	70代	88	30.7	21.6	23.9	1.1	2.3	9.1	9.1
	80歳以上	40	17.5	12.5	35.0	0.0	0.0	2.5	2.5

		合計 (人)	窓口卓上 カード、 チラシ	横断幕	その他	見たことは ない	無回答
全体		321	3.4	2.2	6.2	26.8	7.2
性別	男性	145	2.1	2.8	6.9	25.5	7.6
	女性	173	4.6	1.7	5.8	26.6	6.9
年齢別	10代・20代	11	9.1	9.1	9.1	27.3	0.0
	30代	26	3.8	3.8	3.8	15.4	3.8
	40代	48	10.4	4.2	10.4	12.5	2.1
	50代	40	2.5	0.0	7.5	20.0	2.5
	60代	64	1.6	3.1	6.3	28.1	4.7
	70代	88	1.1	0.0	6.8	34.1	10.2
	80歳以上	40	2.5	2.5	0.0	35.0	20.0

自殺対策に関する啓発物を見たことがあるかを尋ねたところ、「ポスター」が42.4%で最も高く、次いで、「広報紙」が27.1%、「インターネットページ」が22.4%などとなっています。

また、「見たことはない」は26.8%となっています。

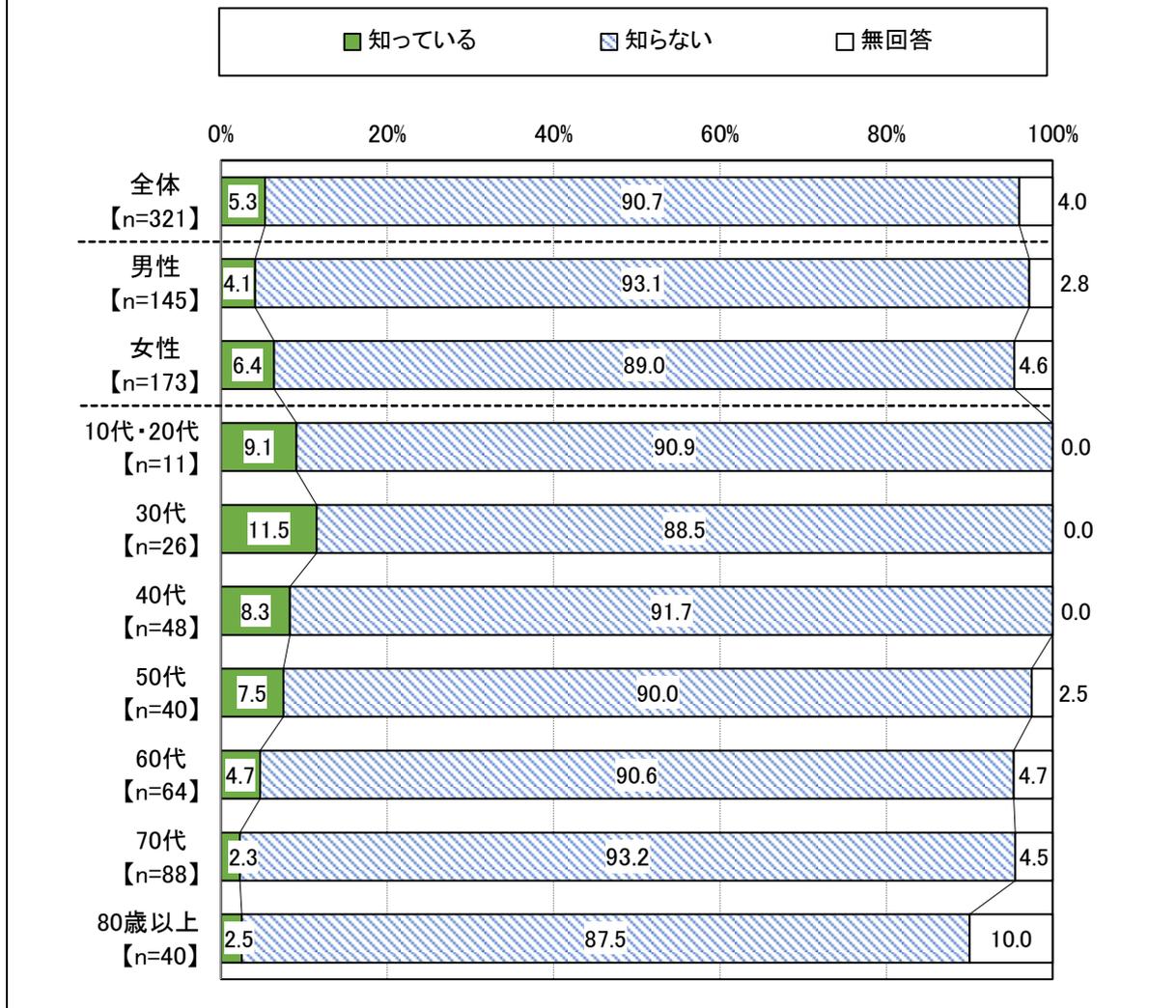
性別でみると、性別による大きな差はみられませんでした。

年代別でみると、30代～70代では「ポスター」が最も高く、次いで、30代～40代では「インターネットページ」、50代～70代では「広報紙」となっています。80歳以上では「広報紙」が最も高くなっています。

また、「見たことはない」は、80歳以上が最も高く3割を超えています。

## (5)ゲートキーパーの認知度

Q 自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人のことをゲートキーパーと呼んでいますが、知っていますか。



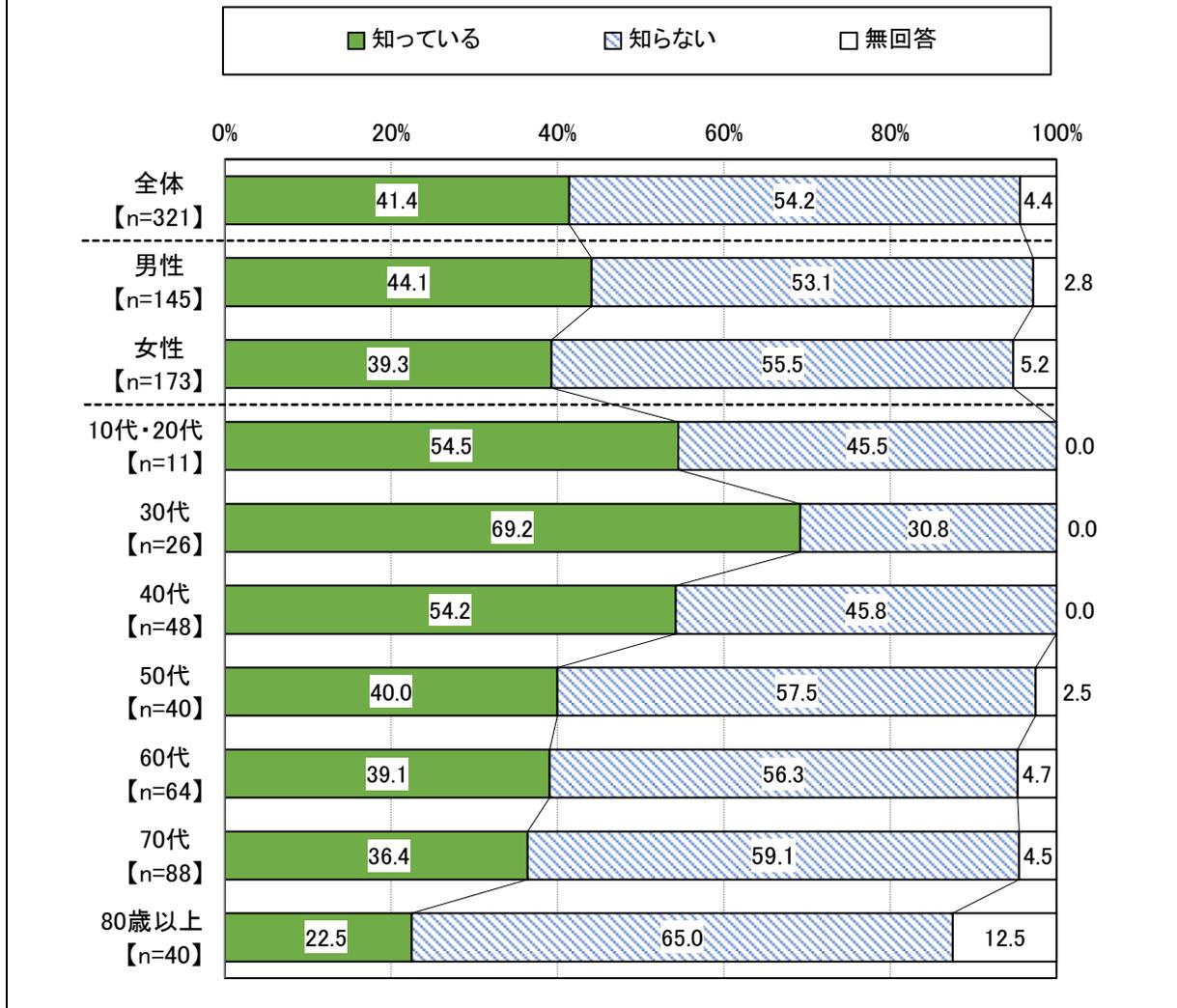
ゲートキーパーの認知度は、「知っている」が5.3%、「知らない」が90.7%となっており、前回の調査より2.1%減少しています。

性別で見ると、「知っている」は男性が4.1%、女性が6.4%となっています。

年代別で見ると、「知っている」は、30代が11.5%で最も高く、おおむね年代があがるにつれて低くなる傾向が見られます。

## (6)日本の自殺率が高い状況について

Q 日本の自殺者数は平成10年以降3万人前後でしたが、近年減少し平成28年には約2万2千人となっています。しかし先進国のなかでは今なお、自殺率が高い状況が続いていることを知っていますか。



日本の自殺率が高い状況について、「知っている」は41.4%、「知らない」は54.2%となっています。

性別で見ると、「知っている」は男性が44.1%、女性が39.3%と男性の方が4.8ポイント上回っています。

年代別で見ると、「知っている」は30代が69.2%で最も高く、おおむね年代が上がるにつれて低くなる傾向があり、80歳以上では22.5%となっています。

## (7) 自殺予防対策に効果的だと思うもの

Q 自殺予防対策に効果的だと思うものは何ですか。(あてはまる番号3つに○)

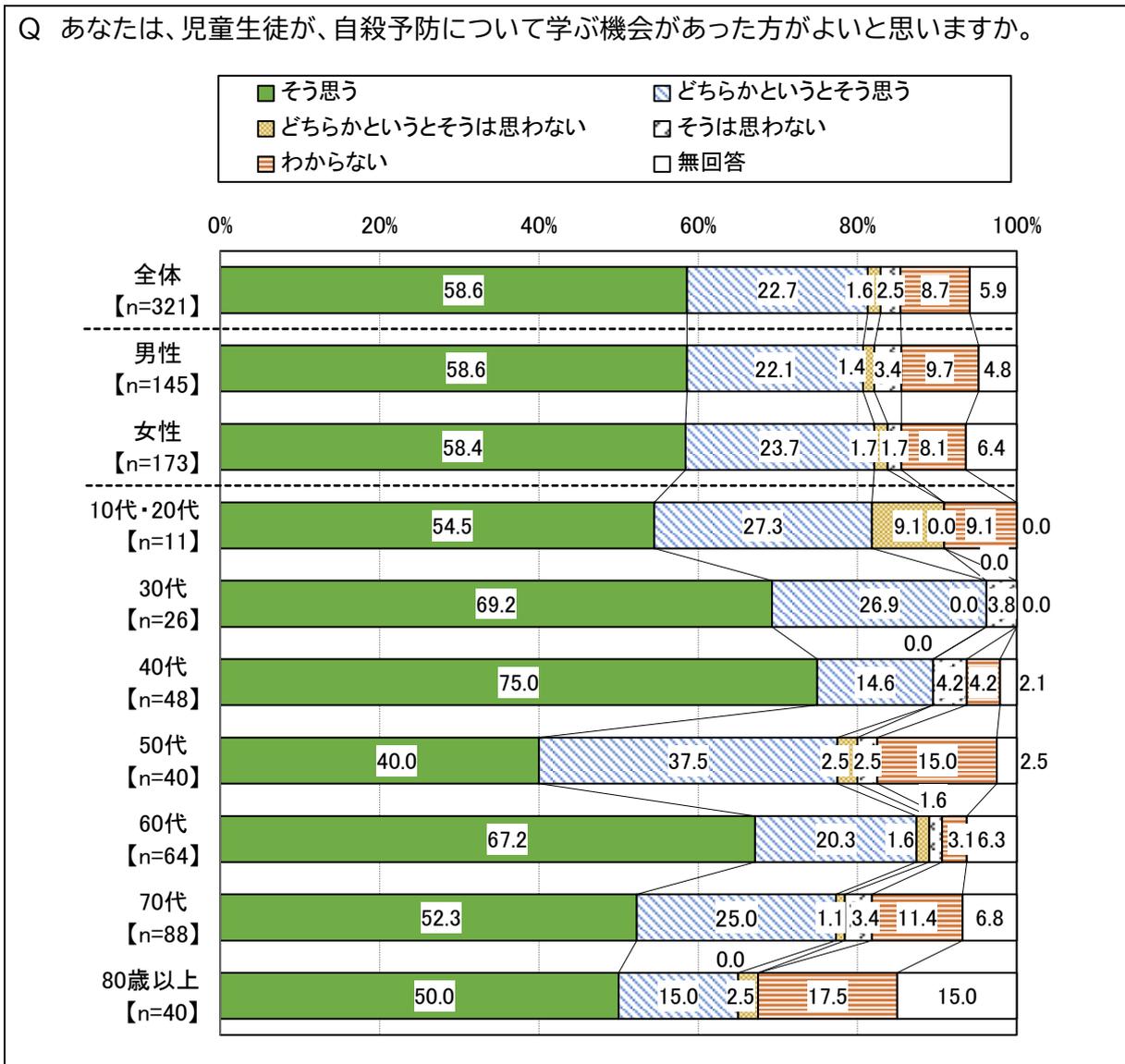
		合計 (人)	相談窓口の 周知	暮らしやこ ころなどの総 合的な相談 会の実施	多重債務者・ 失業者の相 談窓口の 充実	いじめ電話 相談等の窓 口の充実	学校における 相談体制の 充実(スケー ルカウンセ ラーの配置 など)	小・中・高校 生及び大学 生等に対す る自殺予防 教育	教職員に対 する普及啓 発(研修会、 マニュアル など)	「ゲートキー パー」(自殺 のサインに気 づき、適切 な対応を取 れる人)の養成	家族等身近 な人の見守 りに対する 支援
全体		321	33.0	15.9	10.0	25.5	26.5	17.8	5.6	27.7	20.9
性別	男性	145	35.2	13.1	15.2	27.6	24.8	14.5	5.5	24.8	17.2
	女性	173	30.6	18.5	5.8	23.7	28.3	20.8	5.8	30.1	23.1
年齢別	10代・20代	11	18.2	9.1	0.0	18.2	27.3	9.1	18.2	27.3	27.3
	30代	26	34.6	15.4	7.7	19.2	53.8	23.1	7.7	19.2	19.2
	40代	48	33.3	18.8	12.5	27.1	29.2	18.8	6.3	37.5	20.8
	50代	40	32.5	17.5	12.5	17.5	22.5	17.5	5.0	40.0	12.5
	60代	64	32.8	15.6	12.5	31.3	29.7	17.2	3.1	26.6	20.3
	70代	88	33.0	13.6	11.4	23.9	21.6	18.2	8.0	26.1	23.9
	80歳以上	40	35.0	20.0	2.5	32.5	17.5	17.5	0.0	15.0	20.0
		合計 (人)	地域やコミュ ニティを通じ た見守り、 支え合い	職場における メンタルヘル ス対策	うつ病予防等 の啓発(パン フレット、相 談窓口など)	インターネット 等での自殺 予防関連 情報の提供	自死遺族等 の支援	適切な精神 科医療体制 の整備	生活困窮者 に対する 支援	その他	無回答
全体		321	14.0	21.2	5.9	5.0	2.2	24.0	22.4	4.0	8.1
性別	男性	145	16.6	20.0	6.2	4.8	1.4	20.0	24.8	3.4	8.3
	女性	173	12.1	22.5	5.8	5.2	2.9	27.7	20.8	4.6	7.5
年齢別	10代・20代	11	9.1	54.5	0.0	18.2	0.0	18.2	0.0	9.1	0.0
	30代	26	7.7	50.0	0.0	7.7	3.8	30.8	7.7	7.7	0.0
	40代	48	10.4	31.3	4.2	8.3	4.2	31.3	27.1	8.3	2.1
	50代	40	12.5	32.5	10.0	7.5	0.0	25.0	30.0	5.0	2.5
	60代	64	10.9	9.4	7.8	4.7	1.6	17.2	18.8	1.6	9.4
	70代	88	21.6	13.6	5.7	1.1	2.3	26.1	26.1	2.3	9.1
	80歳以上	40	15.0	7.5	7.5	2.5	2.5	20.0	25.0	2.5	20.0

自殺予防対策に効果的だと思うものは、「相談窓口の周知」が33.0%で最も高く、次いで、「ゲートキーパー」(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)の養成が27.7%、「学校における相談体制の充実(スクールカウンセラーの配置など)」が26.5%などとなっています。

性別で見ると、性別による大きな差はみられませんでした。

年代別で見ると、最も多く挙げられている項目として、10代・20代では「職場におけるメンタルヘルス対策」、30代では「学校における相談体制の充実(スクールカウンセラーの配置など)」、40代、50代では「ゲートキーパー」(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)の養成、60代以上では「相談窓口の周知」となっています。

(8) 児童生徒が自殺予防について学ぶ機会



児童生徒が自殺予防について学ぶ機会について、『あった方がよいと思う』割合(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)は81.3%となっています。

性別で見ると、『あった方がよいと思う』割合は男性が80.7%、女性が82.1%となっています。

年代別にみると、『あった方がよいと思う』割合は、30代が最も高く96.1%となっています。

### (9) 今後の子ども・若者向けの自殺対策について

Q 今後求められるものとして、どのような子ども・若者向けの自殺対策が有効であると思いますか。(あてはまる番号3つに○)

単位：%

		合計 (人)	悩みを抱え込まず周囲に助けを求めようを学ぶ教育(SOSの出し方教育)	子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施	学校における、児童・生徒に対するゲートキーパー研修の実施	学校における積極的な相談窓口の周知・啓発(プリント配布、ポスター掲示など)	いじめ防止対策の強化	家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策	SNSでの広報・啓発
全体		321	61.7	47.7	24.6	7.5	38.3	34.6	4.7
性別	男性	145	56.6	51.0	25.5	6.2	47.6	26.2	6.2
	女性	173	65.9	45.1	24.3	8.7	30.6	42.2	2.9
年齢別	10代・20代	11	63.6	45.5	54.5	9.1	63.6	27.3	0.0
	30代	26	61.5	73.1	26.9	15.4	26.9	34.6	15.4
	40代	48	70.8	43.8	31.3	8.3	29.2	41.7	6.3
	50代	40	57.5	42.5	25.0	7.5	35.0	45.0	7.5
	60代	64	56.3	50.0	17.2	4.7	42.2	28.1	4.7
	70代	88	64.8	44.3	23.9	6.8	39.8	37.5	1.1
	80歳以上	40	57.5	47.5	20.0	7.5	45.0	25.0	0.0

		合計 (人)	一緒に自殺する者を募ったり、自殺の手段を教えたりするネット上の書き込みや自殺の動画等を配信した者に対する取り締まりや支援情報の案内などのネットパトロール	ネット上での誹謗中傷に関する対策	ネット上で「死にたい」などと検索した際に相談窓口の情報を表示する取組み	その他	無回答
全体		321	16.8	31.8	10.6	4.4	7.2
性別	男性	145	13.1	30.3	6.9	5.5	6.9
	女性	173	19.7	33.5	13.9	3.5	6.9
年齢別	10代・20代	11	0.0	27.3	9.1	9.1	0.0
	30代	26	11.5	26.9	15.4	11.5	0.0
	40代	48	12.5	39.6	8.3	8.3	2.1
	50代	40	25.0	45.0	15.0	5.0	2.5
	60代	64	20.3	37.5	9.4	1.6	7.8
	70代	88	18.2	30.7	8.0	1.1	8.0
	80歳以上	40	12.5	7.5	15.0	5.0	20.0

今後求められる子ども・若者向けの自殺対策については、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育(SOSの出し方教育)」が61.7%で最も高く、次いで、「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が47.7%、「いじめ防止対策の強化」が38.3%などとなっています。

性別で見ると、男性は「いじめ防止対策の強化」が47.6%と女性よりも17.0ポイント高くなっています。女性は「家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策」が42.2%と男性よりも16.0ポイント高くなっています。

年代別で見ると、10代・20代では「いじめ防止対策の強化」、30代では「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」、40代では「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育(SOSの出し方教育)」、50代では「家族や友人関係などに悩む若者向けの相談先や居場所支援、虐待対策」、「ネット上での誹謗中傷に関する対策」などが、他の年代と比べて高い割合となっています。

### 3 自殺の現状と特徴を踏まえた今後の課題

#### (1)自殺者数

平成30年から令和4年までの自殺者数は1～4人で推移しており、令和4年の村の自殺者数は3人となっています。引き続き自殺対策を推進し、年間の自殺者0人を目指していく必要があります。

#### (2)自殺の特徴から見えてきた課題

自殺総合対策推進センター「地域自殺実態プロファイル」では自殺者数が多い区分への対策を重視し、「子ども・若者」、「勤務・経営」について、重点的に取り組むことを推奨しています。

##### ①子ども・若者

自殺に多かった傾向では、「男性20～39歳有職独居」となっており、背景にある主な自殺の要因としては、職場の悩み、生活苦などが挙げられています。

##### ②勤務・経営

自殺に多かった傾向では、「男性40～59歳有職独居」があります。

背景にある主な自殺の要因としては、配置転換、過労、職場の人間関係の悩み、仕事の失敗、うつ状態などが挙げられています。

#### (3)アンケート調査からみえる課題

自殺予防対策に効果的だと思うものは、「相談窓口の周知」が33.0%で最も高く、次いで、「「ゲートキーパー」(自殺のサインに気づき、適切な対応を取れる人)の養成」が27.7%、「学校における相談体制の充実(スクールカウンセラーの配置など)」が26.5%などとなっています。

また、児童生徒が自殺予防について学ぶ機会について、『あった方がよいと思う』割合(「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計)は81.3%となっています。

今後求められる子ども・若者向けの自殺対策については、「悩みを抱え込まず周囲に助けを求めることを学ぶ教育(SOSの出し方教育)」が61.7%で最も高く、次いで、「子どもが出したSOSに気づき、受け止めるための教員や保護者に対する研修の実施」が47.7%、「いじめ防止対策の強化」が38.3%などとなっています。

悩みを誰かに相談することにためらいを感じる人が一定割合いることを鑑み、若年の段階から「SOS の出し方に関する教育」を取り入れることが必要となっているとともに、教職員に対しても、SOS の気付きを高めるための教育が必要であり、研修参加機会を増やすことが重要です。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

誰も自殺に追い込まれることのない美浦村

自殺対策とは、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させるということです。自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点にとどまらない、実態に即した多面的な対策を実施していく必要があります。

そのため、本村では、村民をはじめ、国・県、関係団体、民間団体、企業等との連携・協働のもと、地域を挙げて自殺対策を総合的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。

## 2 自殺対策の基本方針

本計画における自殺対策の基本方針は、国の自殺総合対策の基本方針を踏まえ、以下のとおりとします。

### ●基本施策

- 1: 地域におけるネットワークの強化(関係機関が連携・協働した取組)
- 2: 自殺対策を支える人材の育成(ゲートキーパー養成)
- 3: 住民への啓発と周知(相談窓口やこころの健康づくりに関する情報発信)
- 4: 生きることの促進要因への支援(相談体制の充実)
- 5: 若年層への支援の強化(児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)

具体的な自殺対策については、基本的な取組をベースとしながら、国から示された本村の自殺の地域分析結果(「地域自殺実態プロファイル」の地域特性に応じた重点対策分野)を踏まえ、「①子ども・若者」、「②就労者・経営者」を本村の重点的取組分野として位置づけることとします。また、国の大綱のポイントにおいて、妊産婦への支援、コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性の自殺対策を当面の重点施策として強化することが求められていることから「③女性に対する支援の強化」を重点的取組分野として位置づけます。

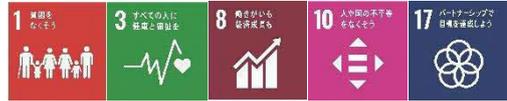
### ●美浦村において取り組むべき対象

- 1: 子ども・若者(対象: 児童生徒、学生、30歳代まで)
- 2: 就労者・経営者(対象: 就労者、経営者、村内企業)
- 3: 女性に対する支援の強化

# 第4章 自殺対策の展開

## 1 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化(関係機関が連携・協働した取組)



自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係しているものであり、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して、実効性ある施策を推進していくことが重要です。このため、自殺対策に係る相談支援機関等の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

また、様々な問題が複雑化する前に、より早い段階での問題解決ができるよう、村、関係機関どうしの情報の把握、共有など連携体制の強化を行います。

#### ① ネットワークの強化

##### 庁内関係課とのネットワーク強化

庁内関係各課と緊密に連携し、必要に応じて各課の実務担当者を構成員とする自殺対策に係る会議を開催しながら、自殺対策を総合的に推進します。

##### 村内外の関係機関とのネットワーク強化

医療機関、警察、消防、社会福祉協議会、介護・福祉施設、企業など各課の事業に関わる地域の関係者が自殺対策について理解を深め連携を推進します。

#### ② 特定の問題に関する連携・ネットワークの強化

##### 生活困窮者に関するネットワーク

生活困窮者の生活の自立支援のため、生活困窮者自立支援事業(県事業)の各種事業を実施する県民センターを中心に連携を図ります。

##### 障がい者に関するネットワーク

障がいのある人が安心して生活できるよう、地域自立支援協議会を中心に地域の福祉・医療・保健・教育及び就労に係る機関との連携を図ります。

##### 子どもに関するネットワーク(学校教育課、指導室、健康増進課、子育て支援課)

自殺のリスクを抱える家庭を把握し支援するため、幼稚園・保育所・小学校・中学校間で児童生徒の家族状況等の情報を共有し、連携を図ります。

##### 虐待に関するネットワーク(福祉介護課、学校教育課、指導室、健康増進課)

虐待が疑われる子どもや高齢者、障がい者を早期に把握し支援するため、県障害者権利擁護センター・地域包括支援センター・要保護児童対策地域協議会を通じて関係機関の連絡体制の強化を図ります。

## (2)自殺対策を支える人材の育成(ゲートキーパー養成)



様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しては、早期の「気づき」が重要です。

自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、自殺の危険サインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげることができる人材の育成を推進します。

村職員や専門職など、相談や支援等を行う機会の多い職種への研修などにより、村民のSOSに気づき、関係機関と連携・支援できるよう研修などの機会の充実、関係機関・団体が連携し、包括的な支援を展開するための人材育成と資質の向上を図ります。

また、村民の誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、村民を対象とした研修の機会の確保を図ります。

### ①村職員を対象とした研修

庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の住民と接する際に、自殺のリスクを抱えた住民を早期に発見し、支援へとつなぐことができるよう、村職員を対象とした各種研修の機会を活用してゲートキーパー養成講座やこころの健康に関する研修を行います。

### ②住民や各種団体を対象とした研修

住民や地域で活動する人々が、自殺のリスクを抱えた人に気づき、支援へとつなげることができるよう、住民や区長会、民生委員・児童委員協議会、認知症サポーター、老人クラブ等の各種団体及び児童生徒と日々接している教職員・PTA等に対し、ゲートキーパー養成講座やこころの健康に関する研修を行います。

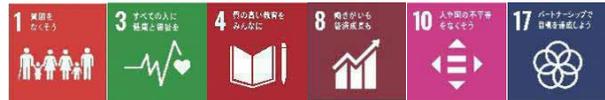
### ③支援者のメンタルヘルス向上

村職員及び教職員に対して、健康相談の機会の提供やストレスチェックを実施し、心身の健康の保持増進を図ります。

#### ※「ゲートキーパー」

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### (3)住民への啓発と周知(相談窓口やこころの健康づくりに関する情報発信)



自殺を考えている人、また自殺のサインに気づいた人が、相談機関や相談窓口の存在を知らなければ、早期対応や適切な支援につなげることができません。地域、職場や学校における相談窓口などの周知活動と、村民との様々な接点を活かした周知活動を展開します。

また、自殺や精神疾患などに対する誤った認識や偏見を払拭し、正しい認識を広げ、「命や暮らしの危機が迫った場合に、誰かに助けを求めるのは当然のこと」という考えが共通認識となるよう啓発を図ります。

自分の周りにはいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、思いに寄り添い、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという役割等についての意識が共有されるよう、啓発事業を展開していきます。

#### ①リーフレット・啓発グッズ等の作成と活用

自殺対策やこころの健康づくりについて広く村民に周知するため、生きる支援に関する相談先を掲載したリーフレットや啓発グッズを庁内窓口や各機関の窓口、公共施設等に設置します。また、住民懇談会や健康づくり・生涯学習に関する講座、イベント等でも同様に配布します。

#### ②住民向け講演会・イベント等の開催(健康増進課、福祉介護課)

こころの健康について学ぶ機会や生きがいづくりを支援するため、住民向けの健康講座や講演会を開催します。

#### ③地域や家庭への幅広い情報発信(健康増進課、福祉介護課、学校教育課、指導室)

こころの健康づくりに関する情報を村民に広く伝えるため、広報紙やホームページに「こころの健康づくり」や「自殺予防の取組」について掲載します。また、児童生徒及び保護者に対して子どものこころの健康づくりに関する情報発信を行います。

## (4) 生きることの促進要因への支援(相談体制の充実)



自殺対策は、生きることの「阻害要因を減らす取組」に加えて、生きることの「促進要因を増やす取組」を行うことが重要です。

このため、居場所づくりや、生活上の困り事を解決するための支援、自殺未遂者への支援、遺された人への支援に関する対策を推進します。

### ① 自殺のリスクを抱える可能性のある人への支援

#### 精神保健福祉士によるこころの健康相談(福祉介護課)

村民が身近な場所で専門の相談を受けることができるよう、精神保健福祉士によるこころの健康相談を実施します。

#### 高齢者や障がい者とその家族に対する相談支援(福祉介護課、健康増進課)

高齢者や障がい者が安心して暮らせるよう相談支援を行います。

#### 心身の病気に関する悩みに対する相談支援(福祉介護課、健康増進課)

自殺のリスクになり得るがん、難病、慢性疼痛、うつ病、依存症などの健康問題に対して相談支援を行い、必要に応じて医療機関等と連携します。また、うつ病の早期発見・早期支援のため、住民を対象としたうつスクリーニングを検討します。

#### 環境や公害に関する苦情や悩みに対する相談支援(生活安全課)

ごみの出し方や騒音等の住環境に関する悩みを解消するため、個々の悩みに対して相談に応じるなどの支援を行います。

#### 災害被災者に対する支援

災害が発生した時には、被災者に対する孤立防止やこころのケアのため、被災者の状況を早期に把握し、生活再建に向けた中長期的な支援を行います。

### ② 遺された人への情報提供

家族や親しい人の自殺は多くの人にとって悲痛なものであり、自殺や精神障がいの危険が高まることから、遺族等に対する相続や行政手続きとあわせて自死遺族の孤立防止や相談機関について情報提供を行います。

### ③ 健康なこころとからだづくり支援(健康増進課)

健康なこころとからだを育むことは生きることの「促進要因」になることから、個人の情緒の安定性、健全な自尊心、自己効力感、問題解決スキル、健康的なライフスタイル(定期的な運動、適度な睡眠と食事)、人間関係や社会との関わり、効果的なストレスマネジメントなどの向上を目指し、ライフステージに合わせた支援を行います。

## ～ 電話による相談窓口 ～

### ●いばらきこころのホットライン

県民だれもが気軽に電話で相談できるよう、茨城県が平成4年から実施している事業です。

相談はどんな事でも結構です。例えば、不登校、対人関係、社会生活、治療上の問題、家庭に関する悩みなど、心の問題全般に関し、相談に応じています。囑託相談員と直接話していただき、状況により関係機関を紹介します。



☎ 029-244-0556

(平日9:00～12:00/13:00～16:00 祝日・年未年始休)

☎ 0120-236-556(土・日曜日フリーダイヤル)

(9:00～12:00/13:00～16:00 年未年始休)

(茨城県Webサイトより)

### ●いのちの電話

いのちの電話は、孤独のなかにあつて、様々な問題をかかえながら相談する人もなく、助け、慰め、励ましを求めている一人ひとりに、電話を通してよき隣人として対話するボランティアの活動です。相談員は匿名で、かけてくださる方の秘密を守り、お互いの思想や信条、宗教を尊重します。

茨城いのちの電話は、1985年6月につくば市で開局しました。1992年4月には水戸分室を開設し、現在24時間体制を基本に、365日相談を受けています。

つくば相談電話 ☎029-855-1000

水戸相談電話 ☎029-350-1000

また、いのちの電話では毎月10日にフリーダイヤル(無料)の電話相談を受け付けており、当日8:00から翌日8:00までの24時間無料です。

自殺予防いのちの電話(フリーダイヤル) ☎0120-783-556

(茨城いのちの電話Webサイトより)

### ●よりそいホットライン

一般社団法人社会的包摂サポートセンター ☎0120-279-338

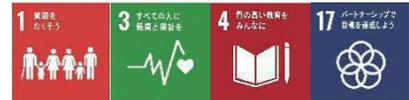
(毎日24時間)

### ●こころのSNS相談@いばらき(LINEによる友だち登録)

(毎日17:00～22:00)

(茨城県Webサイトより)

## (5)若年層への支援の強化(児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)



「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童・生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、SOSの出し方に関する教育をはじめ、児童生徒の自殺リスクの低下のための取組を進めていきます。

こころの健康に関する正しい知識の普及に関する教育とともに、教育機関と連携しながら推進します。

### 児童生徒のSOSの出し方に関する教育とは

自殺総合対策大綱において、「社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育」として位置づけられ、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことが自殺対策になるとされている。先進的な実施モデル(足立区モデル、東京都モデル、北海道教育大学モデル)が提示されている。

### ①SOSの出し方に関する授業等の実施(学校教育課、指導室)

児童生徒が困難を感じた時に信頼できる大人にSOSの声をあげることができるよう、学校と連携し授業等を行います。

#### ●相談スキル習得に向けて(村作成リーフレット)



②教育関係者に対する情報提供(学校教育課、指導室)

教育関係者のこころの健康づくりに関する理解促進のため、児童生徒が抱えがちな問題や「SOSの出し方」に関する教育の情報提供を行います。

③児童生徒・保護者への情報提供(学校教育課、指導室)

児童生徒のこころの健康づくりに関する理解促進のため、いじめやトラブル、依存症、家庭内の不和などがこころの健康に与える影響や困難を感じた時の相談機関について情報提供を行います。

④児童生徒の問題に対応する体制整備(学校教育課、指導室)

児童生徒の問題に対する連携・支援体制を強化するため、ケース会議の開催、健全育成・いじめ防止に向けた事業等を行います。

## 2 重点施策

### (1)子ども・若者【対象:児童生徒、学生、30歳代まで】



子ども・若者対策は、子どもから大人への移行期特有の大きな変化があり、抱える悩みも多種多様ですが、ライフステージや立場ごとに置かれている状況も異なることから、それぞれの段階にあった対策が求められます。

児童生徒及び学生は家庭、地域、学校を主な生活の場としており、主に児童福祉や教育機関による自殺対策が行われていますが、10代後半からは就労、生活支援に関わる労働関係の問題も発生することから、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携のもとで支援していく必要があります。

また、若者については、自発的に相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われています。そのため、自宅への訪問や街頭での声掛け活動だけではなく、ICT(情報通信技術)も活用した若者へのアウトリーチ策を強化する必要があります。

#### ①いじめを苦しめた子どもの自殺の予防

##### いじめ防止、早期発見・対応・再発防止(学校教育課、指導室)

いじめ防止と早期発見・対応・再発防止のため、各校のいじめ防止基本方針の点検や方針に沿った支援を行います。

##### 教育相談、スクールカウンセラー等による面接(学校教育課、指導室)

子どもの悩み・問題の深刻化を防ぐため、教育指導者やスクールカウンセラー等が相談に応じ、課題解決を支援します。また、不登校児童生徒の保護者に対する相談を実施し、不登校の深刻化を防ぎます。

#### ②経済的困難を抱える子ども等への支援の充実

##### 就学援助、奨学金等申請者に対する支援(学校教育課)

経済的理由等によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を行います。また、各種奨学金制度の情報提供を行います。

##### ひとり親家庭に対する支援(国保年金課、子育て支援課)

ひとり親家庭の経済的困難や孤立などの問題に対応するため、ひとり親家庭医療費、児童扶養手当等の手続きの際に生活状況を把握し、必要に応じて支援機関等の情報提供を行います。

##### 子どもの居場所づくり(社会福祉協議会)

子どもが安心して過ごせる居場所として、夏休み期間中に子どもの学習・生活(食事・遊び)の場を提供します。

## (2)就労者・経営者【対象:就労者、経営者、村内企業】



全国的に小規模事業所では、メンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。地域により就労環境や就労構造は様々であり、対策には公的部門も含め地域の就労環境や就労構造の特徴を踏まえて実施していく必要があります。

また、勤務関係の問題に関する自殺の要因の一つにハラスメントがあります。ハラスメントや長時間労働の強要は、往々にして職場のなかで弱い立場にある労働者が被害を受けやすい問題であることから、職場におけるハラスメント防止への意識の醸成や情報提供など、職場におけるハラスメント防止対策の促進を支援していく必要があります。

働き世代への対策は、勤務環境、労働環境の多様化に対応できるように、単に職域、各事業所での対策だけでなく、村や地域の団体の役割が重要であり、国の「働き方改革実行計画」の諸施策との連携を図りながら進める必要があります。

### ①職場におけるメンタルヘルス向上(経済課、健康増進課)

働く人のメンタルヘルス向上のため、商工会や企業等の関係団体と連携し、メンタルヘルスチェック制度の活用を推進、こころの健康に関するパンフレット配布等を行います。

### ②過労死・長時間労働・ハラスメント防止対策(経済課)

過労死・長時間労働・ハラスメントなどの勤務問題は自殺の大きな要因であることから、商工会や企業等と連携し、労働者に対するワークライフバランスの推進、過労・長時間労働・ハラスメント防止や相談・支援機関の情報提供を行います。

### ③経営者に対する相談事業の実施等(経済課)

経営問題は自殺の要因であることから、金融機関や商工会と連携し、村内の中小企業に対して情報提供を行います。

### (3)女性に対する支援の強化



女性の自殺対策は、妊産婦への支援を始め、女性特有の視点も踏まえ、講じていく必要があります。

女性は、妊娠や出産をきっかけに心の不調が出やすく、出産後間もない時期の産婦については、産後うつをはじめとする心の問題が起きやすくなります。産後うつ予防等を図る観点から、健康診査等で心身の健康状態や生活環境等の把握を行い、産後の初期段階における支援を強化していく必要があります。

また、雇用問題や性犯罪・性暴力被害者等、困難な問題を抱える女性への支援を多様なニーズに対応できる相談体制の整備を進めるなど、必要な支援が十分に行き渡るように取組を推進する必要があります。

#### ① 妊産婦や子育て中の親支援

##### 子育て支援施設の利用者に対する支援(健康増進課)

保護者の育児困難感や生活の困りごとを把握し、必要に応じて支援するため、保育所、児童館、子育て支援センターにおける相談・支援体制を整えます。

##### 妊娠期からの切れ目のない支援(健康増進課)

妊娠期から、保健師・助産師等の専門職相談・訪問を実施し、産後うつや育児不安、発達障がい、家族の不和など育児の問題を早期に発見し、子どもの健全な自尊心を育むため、安全で安心して過ごせる家庭づくりを支援します。

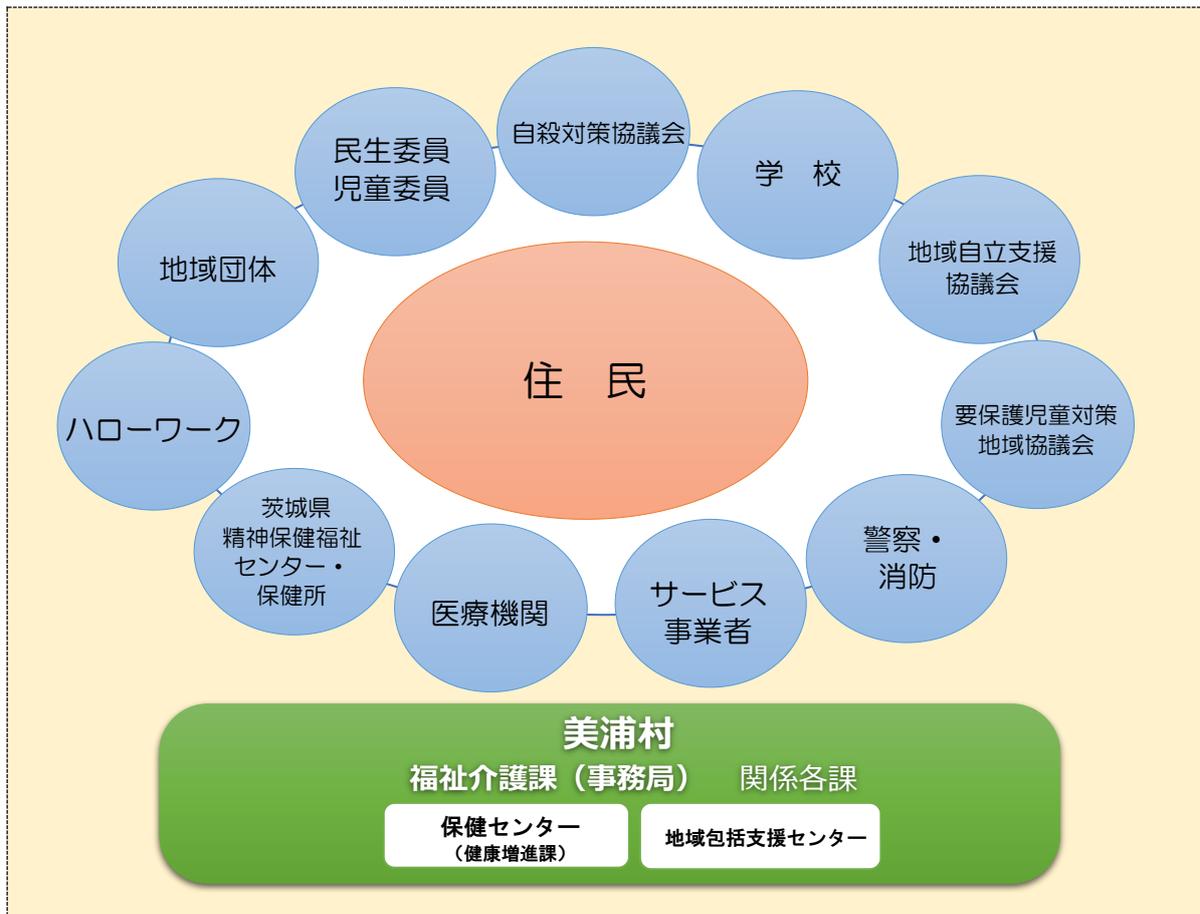
# 第5章 計画の推進に向けて

計画策定後は、住民との協働のもと、全庁を挙げて計画に即した自殺対策の取組の展開に努めます。計画の着実な推進に向け、施策・事業の進行管理を行います。

## 1 自殺対策の推進体制

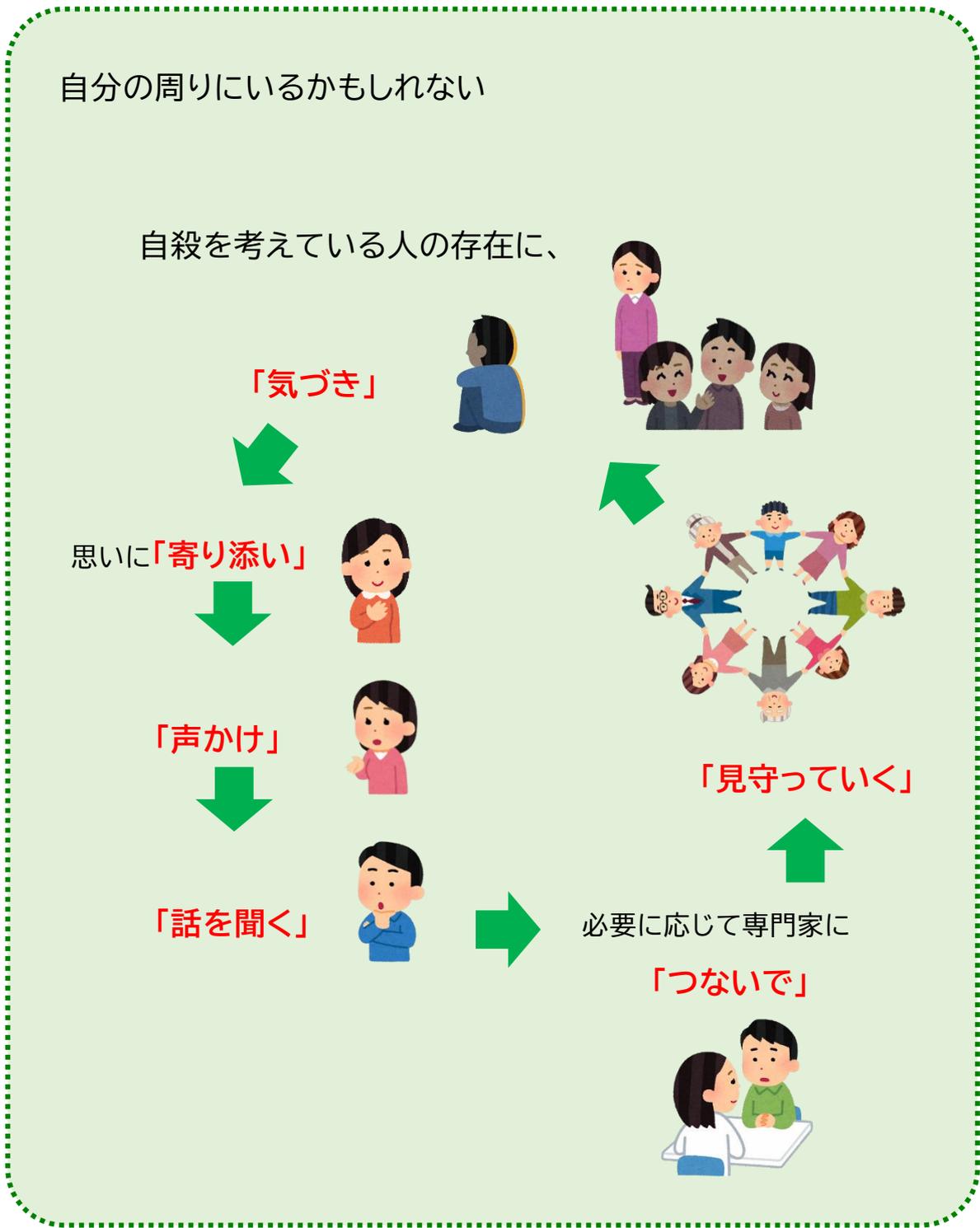
本村における自殺対策の推進体制を図に表すと、以下のようになります。

■美浦村の自殺対策の推進体制



村民一人ひとりに自殺対策における自らの役割を十分に踏まえていただくことを前提としながら、国・県、関係団体、民間団体、企業との連携を図り、地域を挙げた自殺対策並びに自死遺族の支援を展開します。

■自殺対策における住民一人ひとりの役割



## 2 計画の進行管理

### (1) 柔軟な運用

計画の最終的な目的は、地域住民の命を守ることです。

地域における自殺の状況は、様々な社会環境の変化等によって急変することが考えられることから、計画の着実な推進を図りつつも、そうした変化を察知した際は、現場での柔軟な対応に努めます。

さらに、状況が変化してもそれに柔軟に対応できるだけの地域における自殺対策の基盤を強化、地域の力の育成を目指していく観点から、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現、「我が事・丸ごと」等の福祉のコミュニティづくりに関連する施策と連動した事業の展開に努めます。

### (2) 推進状況の把握・確認・評価

本計画は、地域の「生きる支援」に関する事業や活動を総動員することを目指す取組であり、実際の計画に盛り込んだ施策・事業の推進状況については、毎年度、進捗状況を検証・評価して、PDCAサイクルにより計画を推進していきます。

確認した推進状況については、美浦村自殺対策協議会において報告するとともに、茨城県精神保健福祉センター等と連携しながら評価を行い、必要に応じて、適宜、取組の改善を図ります。

施策分野	指標の内容	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
ネットワークづくり	自殺対策庁内推進会議の開催	年1回	年1回
人材の育成	ゲートキーパー養成講座実施数	年2回	年2回
啓発と周知	相談機関一覧の設置箇所	5か所	5か所
促進要因への支援	健康増進(こころ)の施策推進 ※本計画及び健康増進計画	年1回報告	年1回報告
SOSの出し方教育	SOSの出し方授業実施学校数	全校	全校

### (3) 生きる支援関連施策一覧

本施策では、第1期計画で実施してきた事業を継続するとともに、今後、本村においても実施が検討できるものや、自殺対策の取組の一助となるものを例示したものといたします。

#### 基本施策1. 地域におけるネットワークの強化(関係機関が連携・協働した取組)

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
健康増進計画推進事業	・健康づくり推進会議の運営 ・計画の周知・広報 ・第3次美浦村健康づくり計画(健康増進計画・食育推進計画)中間評価、第4次計画の策定	▼計画の次期改訂の際には、計画のなかで自殺対策について言及することで、自殺対策との連動性を高めていくことができる。	健康増進課
地域福祉推進事業	・地域福祉ネットワークの推進 ・住民の意見を地域福祉計画に取り入れる仕組みづくり	▼地域の自殺実態や対策の情報、要支援者の安否情報の収集・情報等の共有を図ることで、両施策のスムーズな連動を図ることができる。	福祉介護課
ひとり暮らし等施策	一人暮らし高齢者見守り配食サービス事業	▼各種事業の実施や地域ケア個別会議の開催を通じて、関係者同士の連携を深めることにより、地域包括ケアと自殺対策とを連動させていく上での基盤の構築に寄与し得る。	福祉介護課 (社会福祉協議会)
地域包括支援センターの運営	・高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会の開催 ・地域包括支援センター運営協議会の開催 ・地域ケア推進会議の開催	▼地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、運営協議会やケア会議等で共有することで、関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことができる。	福祉介護課
地域包括ケアシステムの構築	「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を推進	▼地域における種々の活動を通じて、地域課題を察知し、支援へとつなげることは、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸成、自殺対策(生きることの包括的支援)にもなり得る。	福祉介護課
都市公園の管理及び設置	公園等の管理、維持補修、整備	▼地域内の公園施設が自殺発生の多発地となっている場合は、公園を対策の拠点とし巡回等を行うなどの対応を取るなどハイリスク地対策を進めることができる。	都市建設課
青少年教育事業	・ユースリーダー活動支援 ・青少年団体活動支援	▼活動参加者に対し、パンフレット等の配布やゲートキーパー研修の情報を提供することで、ゲートキーパー等人材育成につなげられる。	生涯学習課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
安心安全まちづくり事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安心安全に係る各種施策の協議</li> <li>・「暴力団排除条例」に基づく広報</li> </ul>	<p>▼推進会議で自殺実態に関する情報等も共有し、気づきの重要性や取組等を知ってもらうことで、地域の関係者が自殺対策について理解を深める機会となり得る。</p>	総務課
企画調整に関する事務	教育大綱の策定	<p>▼子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育大綱」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。</p>	総務課
中小企業資金融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利の融資あっせん</li> <li>・中小企業に対する経営安定化に向けた緊急助成</li> <li>・信用保証制度を利用した中小企業者に対する補助</li> </ul>	<p>▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。</p>	経済課

## 基本施策2. 自殺対策を支える人材の育成(ゲートキーパー養成)

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
不登校児童・生徒支援事業	・適応指導教室を設置 ・学習・生活指導等の実施 ・保護者に対する相談活動の実施	▼ゲートキーパー研修の受講により、不登校児童・生徒の保護者から相談があった場合に、指導員が必要に応じて適切な機関へつなぐ等の対応をとれるようになる可能性がある。	学校教育課 指導室
通学路安全対策事業	通学時の安全確保のため、スクールバスの運行や見守りボランティア体制の整備及び通学路の危険箇所の把握・改善	▼見守りボランティアにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、地域、特に子どもたちに関して、見守りボランティアが気づき役としての視点を持つてもらうことにつながり得る。	学校教育課 生活安全課
生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	・児童生徒の健全育成 ・研修体制の充実	▼教職員向け研修のなかで自殺問題や支援先等に関する情報を提供することにより、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深めてもらう機会となり得る。	学校教育課
教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズム・体力の向上に向けた取組	▼教職員が、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、対応について理解を深めることで、教職員への支援(※支援者への支援)の意識醸成につながり得る。	学校教育課
教育に関する調査研究・会議や連絡会の開催等	不登校対策としてスクールカウンセラーの配置や教育相談室相談員との連携強化	▼スクールカウンセラーや専門相談員と連携することで、児童・生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決へとつなげることが可能になり得る。	学校教育課
母子保健	・母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査	▼保健師を対象に、自殺のリスクや支援のポイント等に関する研修を実施することで、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康増進課
精神保健福祉推進事業	・精神保健福祉法及び障害者総合支援法の申請・届出 ・精神保健福祉相談・訪問指導 ・家族会運営に対する助言、指導	▼相談対応や訪問指導を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
日中一時支援事業	障害者(児)の一時的な施設預かり、保護	▼障害者(児)の状態把握を行うことで、虐待等の危険を早期に発見するための機会ともなり得る。介護の負担軽減は、支援者(介護者)への支援としても位置付け得る。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
社会復帰支援	精神障害者地域生活安定化支援事業	▼地域活動支援センターの職員にゲートキーパー研修等を受講してもらい、相談者のニーズを踏まえた寄り添い型の支援を提供することにより、対象者の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	福祉介護課
保健福祉総合相談・案内窓口事業	・介護・保健・福祉相談サービスの提供や案内「美浦村認知症・医療ガイド」の作成・周知 ・障がい福祉の手当てやサービス、相談先等の「障がい者福祉ガイドマップ」の作成・周知	▼相談対応を行う職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、職員が適切な機関につなぐ等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	緊急通報システムの利用と協力員による迅速な対応体制	▼緊急通報システム協力員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクの高い高齢者の早期発見と対応の更なる推進を図ることができる。	福祉介護課
介護予防サポーター研修会	介護予防で活躍する人材の育成(シルバーリハビリ体操指導士、食生活改善推進員)	▼サポーターにゲートキーパー研修の受講を推奨することで、行政につなぐ等の対応を推進することにつながる。	福祉介護課 健康増進課
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成	▼サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。	福祉介護課
地域リハビリテーション活動支援事業	・介護予防の取組の総合的支援 ・集団及び個別指導の実施 ・身体能力低下のある高齢者の把握 ・ケアマネジメント支援の実施	▼各種専門職のスタッフにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、適切な機関へとつなぐ等の対応を強化することができる。	福祉介護課
ケアマネジャー一連絡会	・地域内の介護事業所等に勤務する職員の技術向上 ・介護サービスの維持及び向上	▼介護は従事者にかかる負担も大きいと、困った時の相談先、ストレスへの対処法に関する情報をあわせて提供することで、支援者(介護職)への支援にもなり得る。	福祉介護課
保育の実施(保育所・子育て支援センター)	・育児相談の実施 ・保育 ・保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育に関する相談	▼保健師や保育士にゲートキーパー研修を実施することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の機関へとつなぐ等、保健師・保育士が気づき役やつなぎ役としての役割を担え	健康増進課 保育所 子育て支援課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
		るようになる可能性がある。	
放課後児童クラブ健全育成事業	小学校児童の放課後及び長期休業中の保育	▼児童学級の職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、必要な機関へつなぐ等の対応が取れるようになる可能性がある。	子育て支援課
子ども育成会事業	子ども会活動の支援	▼子ども会に対し、パンフレット等の配布やゲートキーパー研修の情報を提供することで、ゲートキーパー等人材育成につなげられる。	生涯学習課
女性教育事業	・教養講座を開催 ・女性団体の活動を支援	▼女性学級の参加者や地域の女性リーダー等にゲートキーパー研修を受講してもらうことで女性向け支援の推進につながる可能性がある。	生涯学習課
水道料金徴収業務	・料金滞納者の料金徴収(集金)事務 ・給水停止執行业務	▼滞納者に対する水道料金票に、生きる支援に関する相談先情報を掲載することで、住民に対する情報周知を図れる。	上下水道課
徴収の緩和制度としての納税相談	納税に関する相談	▼納税を期限までに行えない住民は、生活面で深刻な問題を抱えている可能性が高く、様々な支援につなげられる体制を作っておく必要がある。	収納課
職員の健康管理	職員の心身健康の保持、健康相談、健診後の事後指導	▼住民からの相談に応じる職員の、心身面の健康の維持増進を図ることで、「支援者への支援」となる可能性がある。	総務課
職員の研修事業	・新任研修 ・昇任時等研修	▼職員研修(特に新任と管理職昇任)として自殺対策に関する講義を導入することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとなり得る。	総務課
窓口	窓口対応	▼窓口担当職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、気づき役としての視点をもってもらうことにつながり得る。	各課

基本施策3. 住民への啓発と周知(相談窓口やこころの健康づくりに関する情報発信)

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
住民懇談会	首長が自ら地域や住民の活動の場に出向き、行政について住民と語り合い、行政に関する意見・意向等を聴取する	▼「地域自殺対策の取組」等を、ふれあいトークのテーマとすることで住民への啓発の機会となり得る。	総務課
教育活動広報活動事業	学校で行われている教育活動、地域全体で取り組んでいる教育活動に関して情報を提供する	▼SOS の出し方教育について取り上げることにより、住民に対して取組情報を周知することができる。	学校教育課 指導室
PTA活動の支援・育成に関する事務	PTAに対するセミナーや研修会の実施	▼セミナーや研修会等で自殺問題について講演することにより、保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めることができる。	学校教育課 指導室
奨学金に関する事務	奨学金に関する事務	▼支給対象者との面談時に、家庭の状況などの聞き取りを行うことで、資金面の援助に留まらず、包括的な支援を行っていくことが可能になる。	学校教育課
就学援助・特別支援学級・就学奨励補助	・就学困難な児童・生徒に対する給食費・学用品等の補助 ・特別支援学級在籍者に対する就学奨励費の補助	▼費用の補助に際して保護者と対応する際に、家庭状況に関する聞き取りを行うことで、自殺リスクの早期発見と対応に加えて、相談先一覧等のリーフレットの配布等を通じた情報提供の機会にもなり得る。	学校教育課
精神保健対策	普及啓発事業や心の健康づくり講座等の開催	▼講演会のなかで自殺行動につき取り上げることができれば、自殺問題についての啓発の機会となり得る。	福祉介護課
健康づくり事業	健康づくりに関するイベントや情報発信、相談等	▼講演会や健康教室等の事業でパンフレット等を配布することにより、啓発の機会とすることができる。	健康増進課
高齢者生活支援生きがい健康づくり事業	悠々げんきクラブ(65歳以上を対象)の実施、健康チェック	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となり得る。	福祉介護課
老人クラブ育成事業	老人クラブ連合会への活動費補助	▼講習会や研修会で自殺問題に関する講演ができれば、住民への問題啓発と研修機会となり得る。	福祉介護課
介護予防啓発事業	・介護予防事業の紹介 ・広報誌での周知、PR ・講習会、研修会の開催	▼高齢者の自殺実態とその対策(気づきと対応等)について説明することで、高齢者のリスクの察知と対応についての理解促進を図ることができる。	福祉介護課
生涯学習事業	・各種講座を開催 ・学習機会の提供や支援	▼地域の自殺実態や対策についての出前講座を行うことで、情報の周知と問題に対する住民の理解促進を図ることができる。	生涯学習課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
情報公開制度	・情報公開制度の実施 ・行政情報コーナーの運営	▼行政情報コーナーに、相談機関等に関するポスターを掲示したり、相談リーフレットを設置することにより、住民に対する啓発の機会となり得る。	総務課
行政の情報提供・広報に関する事務	・ホームページ/SNS ・新聞各社/テレビ/ラジオ ・広報紙等の編集・発行	▼住民の身近な情報媒体であり、自殺対策の啓発として、情報を直接住民に提供する機会になり得る。「自殺対策強化月間(3月)」や「自殺予防週間(9月)」には特集を組むことにより効果的な啓発が可能となる。	総務課
交通安全対策	交通事故に関する相談・助言	▼交通事故の加害者・被害者ともに、事故後には様々な困難や問題に直面し、自殺リスクが高まる可能性がある。相談者にリーフレットを配布することで、支援機関等の情報周知が可能となる。	生活安全課
しごと情報ポータルサイト構築事業	地域の仕事に関する情報をワンストップで提供するポータルサイトの構築	▼ポータルサイトに、就労や労働問題に関する相談先情報を掲載すれば、支援策の啓発にもつながる。	経済課
葬祭費支給	国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者の死亡に対し葬祭費を支給	▼遺族に対して一律で相談先等の情報を掲載したリーフレット(自殺遺族の相談・支援先も掲載)を配布することにより、情報提供の機会として活用することもできる。	国保年金課

基本施策4. 生きることの促進要因への支援(相談体制の充実)

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
被災児童・生徒就学援助事業	就学が困難な児童・生徒に対する、学用品費や給食費を援助	▼保護者の抱えている問題や生活状況等を把握するとともに、自殺のリスクを早期に発見し、問題状況に応じて他の支援先へつなぐなどの支援への接点になり得る。	学校教育課
学校職員ストレスチェック	学校職員等のストレスチェックによるメンタル不調の未然防止	▼ストレスチェックの結果を活用することで、児童・生徒の支援者である教職員に対する支援(支援者への支援)の強化を図ることができる。	学校教育課
学校職員安全衛生管理事業	衛生委員会の設置または健康管理医による職員の健康管理	▼学校職員(支援者)の健康管理を通じて、支援者に対する支援の充実を図ることができる。	学校教育課
多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消	▼教職員のケアという観点から、当該事業を支援者への支援に向けた一施策として展開させ得る。	学校教育課
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談	▼学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会を提供することで、相談の敷居を下げ、早期の問題発見・対応に寄与し得る。	学校教育課 指導室
就学に関する事務	支援を要する児童・生徒に対する障害及び発達の状態に応じた相談	▼児童・生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減にも寄与し得る。	学校教育課 指導室
もの忘れ相談	認知症に関する相談支援の実施	▼認知症にまつわる問題の相談機会を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課
認知症カフェ(オレンジカフェ)	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ	▼認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与し得る。	福祉介護課
こころの健康相談	こころの悩みに関する精神保健福祉士による相談	▼こころの悩みまつわる問題の相談機会を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課
精神保健(精神障がい者家族向け)	精神障がい者家族向けの講演会・家族交流会	▼当事者の状況を定期的に把握し、症状悪化等の場合には対処策を講じるなどの支援への接点にもなり得る。	福祉介護課
精神保健(個別支援の充実)	精神障がい者及びその家族への個別支援の充実	▼個別支援を充実させることで、自殺のリスクが高い方々の自殺防止に向けた有効な取組にもつながり得る。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
うつチェックアンケート	30～64歳を対象に、心の健康チェックを実施	▼チェック票を活用し、自殺リスクが高い方を個別の支援につなげることができれば、問題の早期発見と早期支援の機会となり得る。	福祉介護課
母子保健	・新生児訪問指導 ・乳幼児健診診査・相談事業	▼保健師や助産師が、母親との面談時に異変や困難に気づき、問題があれば関係機関につなげる等、自殺対策を踏まえた対応の強化を図ることができる。	健康増進課
生活習慣病予防	健康普及イベント・保健指導・健診結果相談会の実施	▼健康診断の機会を利用することで、問題に関する詳しい聞き取りを行ったり、必要な場合には専門機関による支援につないだりするなど、支援への接点となり得る。	健康増進課
障害児支援に関する事務	・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援・相談支援	▼障害児を抱えた保護者への相談支援の提供は、保護者に過度な負担が掛かるのを防ぎ、結果として保護者の自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉介護課
障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口の設置	▼虐待への対応を糸口に、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援先へとつないでいく接点にもなり得る。	福祉介護課
訓練等給付に関する事務	・自立訓練・就労移行支援 ・就労継続支援A型B型 ・共同生活援助等の訓練給付	▼障害者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり得るもので、そうした取組は自殺リスクの軽減にも寄与し得る。	福祉介護課
障害者差別解消推進事業	障害者基幹相談支援センターへの相談窓口設置	▼センターで相談対応にあたる職員にゲートキーパー研修を受講してもらうことで、自殺リスクを抱えた人の把握、支援を拡充していくことができる。	福祉介護課
介護予防活動	心身機能の維持向上のための活動	▼介護保険未利用で閉じこもりがちであったり、身体面で問題や不安を抱えて孤立状態にある高齢者を把握し、アウトリーチする際の窓口、接点となり得る。	福祉介護課
権利擁護の仕組みづくり	高齢者虐待対応・福祉サービス等の相談受付・成年後見人制度利用者の相談受託	▼事業のなかで当事者と接触する機会があれば、自殺のリスクが高い人の情報をキャッチし、支援につなぐための機会、接点となり得る。	福祉介護課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
介護相談	高齢者とその家族の悩み事や介護保険等に関する総合相談	▼介護にまつわる問題の相談機会を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは、自殺対策にもつながる。	福祉介護課
養護老人ホームへの入所	経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続き	▼老人ホームへの入所手続きのなかで、家庭での様々な問題について察知し、必要な支援先につなげる接点ともなり得る。	福祉介護課
土木管理に関する事務	道路及び河川使用の適正化指導に関する事務(ホームレスへの対応等)	▼関係機関の職員が巡回し必要な支援の提供を行うなど、自殺リスクの高いホームレスにアウトリーチするための施策としても重要である。	都市建設課
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や相談の場の設置	▼保護者が集い交流できる場を設けることで、危機的状況にある保護者を発見し早期の対応につなげる接点にもなり得る。	健康増進課
母子・父子家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等医療費の助成	▼医療費の助成受給資格登録時に直接接することで、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応への接点になり得る。	国保年金課
児童扶養手当支給事務	・申請・届出の受付(法定受託事務) ・児童扶養手当の支給	▼扶養手当の申請及び現況届時に直接接することで、ひとり親家庭の抱える問題の早期発見と対応の接点となり得る。	子育て支援課
配偶者暴力相談支援センター	・相談、情報提供(県事業としての実施) ・配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護	▼相談の機会を提供することで、当該層の自殺リスクの軽減に寄与し得る。	企画財政課
女性相談センター	・相談、情報提供(県事業としての実施)の各種相談の実施(総合相談、女性に対する暴力相談、法律相談)	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援も担い、女性への生きることの包括的支援の窓口となり得る。	企画財政課
子育て支援センターの運営(総合相談及び情報提供)	子どもと家庭に関する総合相談及び情報提供	▼子育て中の保護者からの育児に関する各種相談に応じることで、危機的状況に陥る前に家庭の問題を発見し、対応することが可能となり、それは自殺リスクの軽減にもつながり得る。	健康増進課
ひとり親家庭等日常生活支援事業	・相談、情報提供(県事業として実施) ・一時的に生活援助、保育サービス	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援を担い、支援を必要とするひとり親の支援窓口になり得る。	子育て支援課

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
ひとり親家庭等生活支援講習会事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、情報提供(県事業として実施)</li> <li>・生活支援講習会</li> <li>・相談、生活支援</li> </ul>	▼関係機関の紹介、問題内容に応じた連携支援を担い、支援を必要とするひとり親の支援窓口になり得る。	子育て支援課
防災対策事業	地域防災計画の作成、総合的かつ計画的な防災対策を推進	▼地域防災計画においてメンタルヘルスの重要性や施策等につき言及することで、危機発生時の被災者のメンタルヘルス対策を推進し得る。	生活安全課
生活安定対策事業(若年者の就労相談)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内職の求人求職相談</li> <li>・就職面接会、就労支援セミナーの周知</li> </ul>	▼若年者への就労支援は、それ自体が重要な生きる支援でもある。また、心の悩みを抱えた若年者にも対応できるような支援体制を整えられれば、若年者への生きることの包括的な支援にもなり得る。	経済課
公害・環境関係の苦情相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公害・環境に関する苦情や相談</li> <li>・問題の早期解決</li> </ul>	▼公害や環境に関する住民からの苦情相談は、問題を把握・対処する上での有益な情報源として活用できる可能性がある。	生活安全課
中小企業資金融資(経済支援関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低利の融資あっせん</li> <li>・経営安定化に向けた緊急助成</li> <li>・信用保証制度を利用し補助</li> <li>・経営支援融資助成金の補助</li> </ul>	▼融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる等の機能を果たし得る。	経済課
消費生活対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者相談・情報提供</li> <li>・消費者教育・啓発</li> <li>・消費者団体活動支援</li> </ul>	▼消費生活に関する相談をきっかけに、抱えている他の課題も把握・対応していくことで、包括的な問題の解決に向けた支援を展開し得る。	経済課

基本施策5. 若年層への支援の強化(児童生徒のSOSの出し方に関する教育等)

事業名	事業概要	自殺対策の視点を加えた事業案	担当課
職場体験実習	中学校での職場実習体験	▼実習により、就業時に直面し得る様々な勤労問題についてもあわせて指導することができれば、生徒が早い段階から学ぶができ、SOSの出し方教育の一環ともなり得る。	学校教育課 指導室
いじめ防止対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フォーラムの開催(児童生徒に対するいじめ防止に関する考え方の共有)</li> <li>・いじめ防止基本方針の点検と見直し</li> <li>・個別支援等</li> </ul>	▼いじめは児童・生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童・生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方教育を推進することで、児童・生徒の自殺防止に寄与し得る。	学校教育課 指導室

## 資料編



# 資料編

## 1 美浦村自殺対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 美浦村における自殺対策に関し、関係機関及び関係する団体等が連携を強化し、自殺対策を総合的に推進するため、美浦村自殺対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 自殺対策の啓発及び相談体制の充実に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
- (2) 教育関係者
- (3) 産業関係者
- (4) 地域関係者
- (5) 行政関係者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初の協議会の招集は村長が行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日より適用する。

## 2 美浦村自殺対策協議会委員名簿

	氏名	選任の区分	所属
1	打木 悟	医療関係者	医療法人社団 広文会 江戸崎病院
2	田組 順和	教育関係者	美浦村教育相談センター
3	今泉 陽一	産業関係者	美浦村商工会 青年部
4	大竹 常雄	地域関係者	美浦村民生委員・児童委員協議会
5	山崎 幸子		美浦村村議会 厚生文教常任委員会
6	吉田 正己		美浦村社会福祉協議会
7	奥村 幸太郎	行政関係者等	稲敷警察署 生活安全課
8	海崎 真知子		地域活動支援センターほびき園
9	野澤 由美子		竜ヶ崎保健所 保健指導課
10	村松 良幸		いなほ消防署 救急課

任期 令和7年3月31日

## 3 協議経過

日時	主な内容
第1回 令和6年1月18日	(1)美浦村自殺対策計画(案)について
第2回 令和6年3月28日	(1)美浦村自殺対策計画(案)について

---

## 第2期美浦村自殺対策計画

【令和6年度～令和10年度】

令和6年3月

---

発行 美浦村

編集 美浦村保健福祉部福祉介護課

〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村大字受領1515番地

☎029-885-0340

---